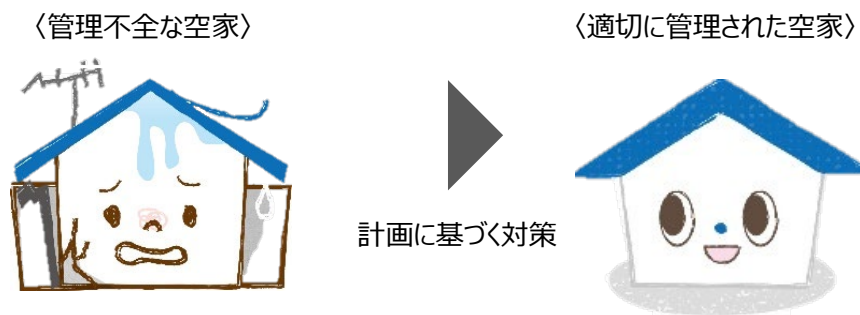


横浜市空家等対策計画の改定に係る 市民意見募集について

横浜市では、市の空家等対策の基本計画である「横浜市空家等対策計画」の改定作業を進めています。12月中旬に改定素案を公表し、約1か月間、意見募集を実施しますので、皆様のご意見をお寄せください。

1 横浜市空家等対策計画とは

空家が増加し、管理不全な空家が周囲に迷惑や被害を及ぼすなど、空家問題が全国的に課題となっています。横浜市空家等対策計画は、こうした課題に対応するため、空家化の予防や空家の流通・活用、管理不全な空家の防止・解消など、今後、市が取り組む様々な対策を総合的に定めたもので、平成31年2月に策定しています。



2 意見募集について

(1) 概要

12月中旬に公表する改定素案に対する意見募集を実施します。市民の皆様からいただいた御意見を反映した上で、令和6年3月末に「横浜市空家等対策計画」を改定します。

(2) 募集期間

令和5年12月中旬から令和6年1月中旬まで

※詳細な期間は、12月中旬に市のホームページ等でお知らせします。また、意見募集開始日から意見募集のリーフレットを各区役所、市民情報センター等で配架します。

(3) 素案の閲覧方法・御意見の提出方法

後日公開する市のホームページ又は後日配架するリーフレットを御参照ください。

お問合せ先

横浜市建築局住宅政策課 担当 安藤、足立、北村 Tel 045-671-4121

「都市計画マスタープラン」等の改定に向けた 意見募集等について

現在、都市づくりに関する方針である「都市計画マスタープラン^{※1}」等^{※2}について、令和 7 年度改定に向けて検討を進めています。

今後、意見募集やワークショップ等を実施し、市民や企業の皆様から「まちづくり」に対する思いやニーズ等を伺いながら改定してまいりますので、今後の予定をお知らせします。

なお、実施内容・時期等の詳細については、リーフレットや広報よこはま、ホームページ等を活用して順次周知させていただきます。

※1 都市計画マスタープラン

- ・ 市町村の都市計画の基本方針
- ・ 市民や企業等の皆様のまちづくりへの参画を促し、協働でまちづくりを進めるためのツール



※2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等

- ・ 都市計画の目標、土地利用、都市施設の整備や市街地開発事業等に関する主要な都市計画の決定方針等

都市計画マスタープラン
(現行版：平成 25 年改定)

1 都市計画マスタープラン

(1) 令和 5 年 12 月上旬頃

- ・ 市民の皆様が考える「未来のまちの姿」等について、ご意見や考えを募ります。
- ・ 意見の募集は、世代や居住地等を問わず、率直な意見を幅広く伺っていただけるよう、スマートフォンからお手軽に投稿いただけるようにするほか、市庁舎 2 階にもご意見を提出できる専用スペースを設けます。

(2) 令和 6 年 2 月～3 月頃

- ・ 市民や企業の皆様を対象に参加者を募集し、ワークショップを開催します。

- ◆具体的な日程や参加者の募集等については、記者発表やホームページ、広報よこはまなどでお知らせいたします。
- ◆いただいたご意見や対話の結果等については、都市計画マスタープランの素案等に反映してまいります。
- ◆令和 6 年度以降も、都市計画手続きに合わせプラン案へのご意見を伺ってまいります。

2 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 等

○令和6年1月末から2月上旬

- ・市が作成する都市計画市素案（案）の内容等について、市内6箇所で開催予定の説明会や説明動画の配信等によりご説明するとともに、都市計画市素案（案）に対する意見募集を行ってまいります。

◆説明会の日程や会場等の詳細については、12月下旬から配布等を行う予定のリーフレットや広報よこはま1月号などでご確認ください。

3 問合せ先

都市整備局企画課 TEL：671-3749

担当：岡田、水谷、東、齊藤

「GREEN×EXPO 2027」の開催に向けた取組について（ご案内）

横浜市では、「GREEN×EXPO 2027」（2027年国際園芸博覧会）の開催に向けて、2027年国際園芸博覧会協会・国などと連携し、準備を進めています。

本日の横浜市町内会連合会 11 月定例会にて、市長からご出席いただいた皆様に向けて、「GREEN×EXPO 2027」の開催背景や理念などについて、ご説明差し上げました。

今後は、各区の区連会にも本日と同様に市長が訪問する機会を区役所と連携して設けていきますので、引き続きのご理解・ご協力のほど、よろしく願いたします。

<参考：「GREEN×EXPO 2027」の概要>

- 名称：2027年国際園芸博覧会
- 会場：旧上瀬谷通信施設（横浜市旭区・瀬谷区）
- 開催期間：2027年3月19日（金）～2027年9月26日（日）
- クラス：A1（最上位クラス・BIE 認定・AIPH の承認）
- 参加者数：1,500 万人（ICT 活用や地域連携などの多様な参加形態を含む）
（有料来場者数：1,000 万人以上）

担 当：都市整備局国際園芸博覧会推進課
河野、中村
連絡先：671-4627
メール：tb-engeihaku@city.yokohama.jp

エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン）の周知に向けた ご協力について（依頼）

横浜市では、家計負担の軽減と温暖化対策のため、市内の対象店舗において、一定の省エネ性能を満たすエアコン・冷蔵庫・LED 照明器具をご購入いただいた市民の皆様を対象に、最大 3 万円分のポイント還元を行う「エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン）」を実施中です。

より多くの市民の皆様にご利用いただき、電気代の削減やご家庭からの二酸化炭素排出量の削減を進めていくとともに、脱炭素ライフスタイルに向けた意識醸成につなげていきたいと考えております。

つきましては、**別添の広報チラシを自治会町内会の掲示板に掲出**いただき、市民の皆様への周知にご協力くださいますよう、お願い申し上げます。

1 掲出場所について

自治会町内会掲示板

2 希望掲出期間について

令和 6 年 1 月 31 日（水）まで

3 お問い合わせ先について

キャンペーン内容に関すること

エコハマお客様専用コールセンター

（電話番号：900-3750、土日祝・年末年始含む 10 時～18 時）

掲示板への掲出に関すること

エコハマ担当（電話番号：671-2661）

【参考：エコハマ（横浜市エコ家電応援キャンペーン）について】

申請受付期間	令和 5 年 8 月 29 日（火）～令和 6 年 1 月 31 日（水） ※予算上限に達し次第早期終了 ※キャンペーン期間中にご購入いただいたものが対象
対象家電	一定の省エネ性能を満たす、エアコン・冷蔵庫・LED 照明器具
対象店舗	市内家電取扱店舗のうち、事前にご登録いただいた店舗
申請方法	オンライン申請（郵送申請も可）
還元内容	本体購入価格（税抜）の 20%、上限 3 万円分のポイントを キャッシュレスポイントまたは商品券で還元 ※ポイント交換期限：令和 6 年 2 月 29 日（木）

★対象店舗など詳細な情報は、キャンペーン特設サイトへ

エコハマ



<https://ecohama.city.yokohama.lg.jp/>

担 当：温暖化対策統括本部調整課エコハマ担当
連絡先：671-2661
E-mail：on-ecohama@city.yokohama.jp

節電効果の大きいエコ家電の購入を応援!

エコハマ

横浜市

エコ家電 応援キャンペーン

市内登録店舗での購入で、本体購入価格(税抜)の

最大20% (1台あたり 上限 30,000円) 分を
キャッシュレスポイントまたは商品券で還元!

※申請はお1人様エアコン・冷蔵庫は各1台、LED照明器具は2台まで。

申請受付期間

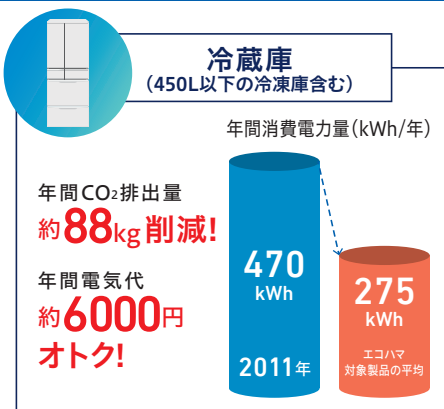
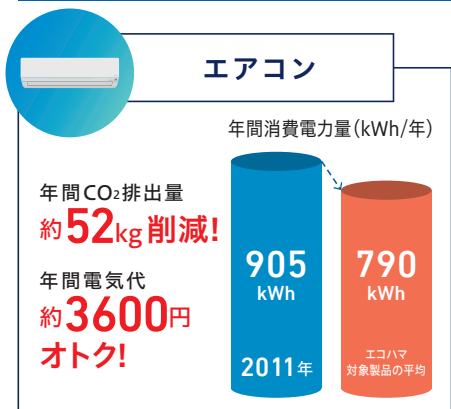
2023年 8月29日(火)・・・2024年 1月31日(水)

※郵送申請は消印有効です。

※キャンペーンは予算の上限に達し次第、予定より早期に終了する場合があります。キャンペーン期間中にご購入いただいた製品が対象となります。

対象家電は3品目!

10年前の製品と比べるとこんなに脱炭素!



※出典: スマートライフおすすめBOOK 2022年度(2011年製品の年間消費電力量部分) ※冷蔵庫の2011年製品については定格内容積401L~450Lの製品の数値の中間値
※LED照明器具の2011年製品については蛍光灯シーリングライトの数値 ※今回の対象製品(令和5年4月時点)の平均値との比較
※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価31円/kWh(税込)を乗じて算出 ※電力のCO₂排出係数は0.45kg-CO₂/kWhで算出

対象家電のうち、一定の省エネ性能を備える製品が対象です。

登録店舗・対象製品などの詳細は、キャンペーンサイトへ。>>>

エコハマ

Q



[二次元コード]

お問い合わせ

お客様専用
コールセンター

TEL.045-900-3750

エコハマ(横浜市エコ家電応援キャンペーン)
[開設期間] 2024年2月14日(水)まで
[受付時間] 10:00~18:00(土・日・祝、年末年始含む)
※お掛け間違いにご注意ください。

新たな図書館像（図書館ビジョン（仮称））の策定に向けた 市民意見公募予定について（情報共有）

横浜市立図書館及び横浜市の図書館行政への御理解と御協力に対し、厚くお礼申し上げます。

横浜市では、横浜市立図書館のこれからの「横浜市立図書館の目指す姿」や「取組の方向性」を示す「横浜市の新たな図書館像（以下「図書館ビジョン（仮称）」という。）」について、令和5年度中の策定を目指し準備を進めています。

横浜市立図書館は1区に1館（市内計18館）あり、年間約640万人の方と、大変多くの方にご利用いただいている施設です。策定に向けて、市民の皆さまから広く意見を伺うため、市民意見公募を以下の通り行う予定ですので、お知らせいたします。

各自治会町内会長のみなさまにも、本件公募を予定している旨をお知らせいただけますと幸甚です。

1 「図書館ビジョン（仮称）素案」市民意見公募の概要

（図書館ビジョン（仮称）策定の背景や基本的な方向性は、別紙参照）

(1) 公募期間（予定）

令和5年12月中旬以降～1月 ※具体的な日にちは現在調整中です。

(2) 素案閲覧場所（予定）

ア 横浜市ホームページ「新たな図書館像（図書館ビジョン（仮称）」で公開します。

【URL】<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kosodate-kyoiku/kyoiku/plankoho/plan/libvision.html>

イ 素案概要配布、素案本文閲覧場所

- ・横浜市立図書館
- ・横浜市立図書館図書取次所
- ・区役所区政推進課広報相談係

※地区センター、地域ケアプラザ、地域子育て支援拠点には概要版のみの配架ですので、素案本文をご覧になる場合は上記ア、イでご確認ください。



2 「図書館ビジョン（仮称）」の策定に向けた今後のスケジュール（案）

12月～令和6年1月：市民意見公募

3月：原案策定・公表

<担当>

教育委員会事務局 教育政策推進課：安部、宮崎

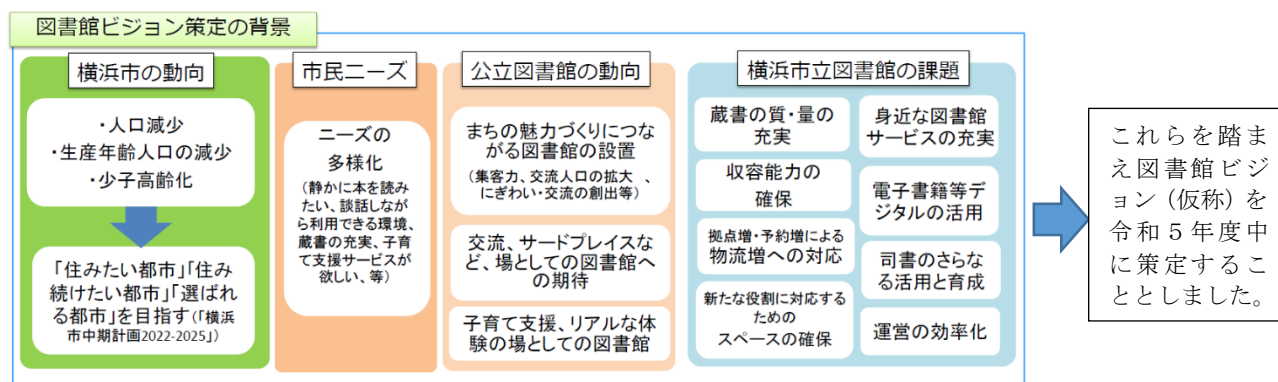
電話：671-3243

メール：ky-seisaku@city.yokohama.jp

【参考】図書館ビジョン（仮称）について

これまでの検討状況を踏まえ、市立図書館の現状と課題、基本的な方向性をまとめました。これらを踏まえて、市民意見公募の際には、図書館ビジョン（仮称）素案の概要及び本文をお示しし、皆様からご意見を伺います。

1 市立図書館の現状と課題



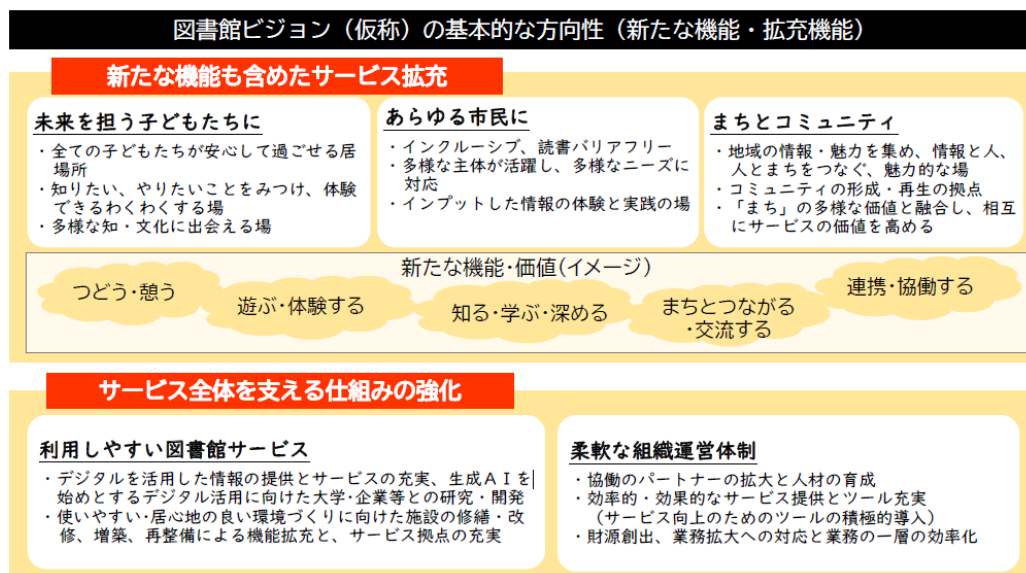
2 検討経過

令和4年度から、調査検討を開始しました。先行事例調査、市民アンケート、市民ワークショップ、有識者意見聴取等を踏まえ、図書館ビジョン（仮称）の基本的な方向性を整理しました。

3 図書館ビジョン（仮称）の基本的な方向性

これまで図書館が担ってきた、本や読書を核とした情報へのアクセスを保障する機能の充実に加え、新たな機能・価値を提供することが求められています。

豊かな学びへの寄与、居心地の良い環境、さらにまちの魅力づくりへの貢献を目指し、図書館の機能・施設の拡充により「新たな機能も含めたサービスの拡充」を図るとともに、「サービス全体を支える仕組みの強化」について、基本的な方向性を検討しています。（下図参照）



各地区連合町内会長 様

教育委員会事務局中央図書館
企画運営課長

横浜市立図書館臨時休館のお知らせ（情報共有）

日頃から、横浜市立図書館の運営に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

市立図書館では、令和 6 年 1 月 15 日（月）に新しい図書館情報システムが稼働予定です。機器等の交換やシステム移行のため、12 月 25 日（月）から全館臨時休館します。

御不便をおかけしますが、本件につきまして、御承知おきいただきますようお願い申し上げます。

なお、図書館ホームページ等により広報を実施しているほか、広報よこはま（11・12 月号）にも掲載し、市民の皆様への周知を行ってまいります。

1 臨時休館日程について

令和 5 年 12 月 25 日（月）～令和 6 年 1 月 14 日（日）

※別紙ポスターにより広報を実施しております。

※1 月 15 日（月）から通常通り開館いたします。

2 休館・休止するサービスについて

(1) 市立図書館は全館休館し、移動図書館「はまかぜ号」及び図書取次サービスは休止します。

(2) 図書館情報システムを使用した、本の検索・予約等は御利用いただけません。

3 新システムについて

スマートフォンで図書館カードを表示して本が借りられるようになるなど、より便利にお使いいただけるようになります。詳しくは図書館ホームページを御覧ください。

【URL】 <https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/library/oshirase/2024opacrenewal.html>



<担当>

教育委員会事務局 中央図書館 企画運営課 澤田

電話：262-7334

メール：ky-libkiun@city.yokohama.jp



臨時休館のお知らせ

令和5年

令和6年

12/25 月 ▶ 1/14 日

横浜市立図書館は、図書館情報システムの更新のため
全館臨時休館いたします。

× 休館中はご利用いただけないサービス

- × 本の貸出・返却・予約
- × 新規登録・登録更新
- × 本の閲覧・複写
- × レファレンス（調べもの）
- × 情報ダイヤル
- × 蔵書検索ページの利用（本の検索・予約・予約かご）
- × 地区センター蔵書検索
- × オンラインデータベース
- × デジタルアーカイブ

○ 休館中にもご利用いただけるサービス

- 返却ポスト（12/29～1/3を除く）
- 電子書籍サービス



〈令和6年1月15日（月）以降について〉

- * 令和6年1月15日（月）は午前9時30分から午後5時まで開館します。
- * 蔵書検索ページは1月15日（月）午前9時30分以後ご利用いただけます。
- * 新しい蔵書検索ページでは初回ログイン時にパスワードの再登録が必要となります。詳しくは図書館ホームページをご覧ください。

新しいシステム&新サービスについて、図書館ホームページで随時お知らせします。



ご不便をおかけして申し訳ありませんが、ご理解・ご協力をお願いいたします。

自治会町内会長 様

保土ヶ谷区長 神部 浩

第29期青少年指導員候補者の推薦について（依頼）

日ごろから、青少年の健全育成のために特段の御尽力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、各地域で御活躍いただいております第28期青少年指導員の任期が、令和6年3月31日をもって満了となります。

つきましては、新たな第29期青少年指導員（任期：令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）候補者を、次のとおり推薦していただきますようお願い申しあげます。

1 提出書類

第29期（令和6・7年度）青少年指導員候補者推薦書（別紙様式1）

2 提出期限

令和6年2月8日（木）

3 提出先

保土ヶ谷区地域振興課生涯学習支援係

※ 同封の返信用封筒で、推薦書を御返送ください。

4 送付書類

- (1) 第29期（令和6・7年度）青少年指導員候補者推薦書（様式1）
- (2) 横浜市青少年指導員要綱
- (3) 横浜市青少年指導員委嘱要領
- (4) 第29期横浜市青少年指導員委嘱手引き
- (5) 青少年指導員チラシ
- (6) 返信用封筒（推薦書提出用）

※1 候補者の推薦は、「横浜市青少年指導員委嘱要領」及び「第29期横浜市青少年指導員委嘱手続き」に基づき実施していただきますようお願いいたします。

※2 推薦に当たっては、被推薦者へ説明を行い、本人の同意を得たうえで、同封の第29期（令和6・7年度）横浜市青少年指導員候補者推薦書を提出してください。

担当：保土ヶ谷区地域振興課生涯学習支援係

李・ナイーム

電話：045(334)6307 FAX：045(332)7409

(様式 1)

第 29 期 (令和 6 ・ 7 年度)
横浜市青少年指導員候補者推薦書

年 月 日

区長

選出団体名
代表者氏名

先に依頼のありました標記について、次の者を候補者として推薦します。

フリガナ		年齢
氏 名		歳
住所・電話	〒 区	TEL
自治会・町内会等での役職		
新任・再任の区分	新 任 ・ 再 任 (当初委嘱年月: 年 月)	

※年齢欄は、委嘱年度の4月1日現在で記入してください。

※再任の方は、最初に委嘱された年月を記入してください。

横浜市個人情報の保護に関する条例に基づき、収集した個人情報は横浜市青少年指導員連絡協議会及び各区青少年指導員協議会に係る連絡調整に利用し、本人の同意なく利用目的以外には利用しません。

被推薦者（推薦を受ける者）の同意について

推薦する際には、被推薦者に説明を行い、ご本人の同意を得られたら、以下のチェック欄に「レ点」を記入してください。

推薦にあたり、被推薦者の同意を得ています。

横浜市青少年指導員要綱

(目的)

第1条 全市的に青少年指導員(以下「指導員」という。)を置き、地域社会における青少年の自主的活動とその育成組織活動を推進することにより、青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(任務)

第2条 指導員は、地域における次に掲げる事項を主たる任務とし、これを推進する。

- (1) 青少年の指導と団体の育成
- (2) 青少年の育成にかかわる地域活動の推進
- (3) 地域環境の整備と施設への協力活動
- (4) 青少年に関する相談と愛護活動
- (5) 勤労青少年の指導育成と福祉の増進

(任期)

第3条 指導員の任期は2年とする。ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

(推薦)

第4条 区長は、青少年の指導に理解と情熱をもち、育成活動のできる者を市長に推薦するものとする。

- 2 区長は、委嘱された指導員に変更が生じた場合は、その都度市長に報告し、新たに適任者を推薦するものとする。

(委嘱)

第5条 市長は、前条の規定により区長が推薦した者の中から指導員として委嘱し、同時に知事に対し、神奈川県青少年指導員として推薦する。

(区協議会と地区協議会)

第6条 指導員活動の効果的推進と指導員相互の連絡調整をはかるため、区に協議会(以下「区協議会」という。)を置き、適宜協議会を開催するものとする。なお、区協議会の円滑なる運営をはかるため、部会若しくは地区協議会を置くことができる。

- 2 区協議会の事務局を、区総務部地域振興課に置く。ただし、青葉区については、青葉区福祉保健センターこども家庭支援課に置く。

(指導計画の作成)

第7条 区協議会は、第2条の規定に基づき、年間計画を作成しなければならない。

(活動経費)

第8条 市長は、区協議会の活動に対し、予算の範囲内で経費を支出するものとする。

(市協議会)

第9条 各区協議会の効果的な活動の推進と、相互の連絡調整を図るため、市に協議会(以下「市協議会」という。)を置き、適宜協議会を開催するものとする。

- 2 市協議会は、区協議会の代表者をもって組織し、事務局をこども青少年局青少年部青少年育成課に置く。

(その他)

第10条 その他必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

横浜市青少年指導員委嘱要領

1 目的

この要領は、市長が横浜市青少年指導員要綱第5条の規定に基づき委嘱する青少年指導員（以下「指導員」という。）の委嘱等について必要な事項を定める。

2 推薦人員及び指導員の推薦方法

- (1) 各区における指導員の定数は、自治会・町内会の数、世帯数等を勘案して、区長が地区連合町内会等と協議のうえ、地区連合町内会ごとに定めることとする。ただし、地域の実情に応じて柔軟に対応するものとする。
- (2) 区長は、連合町内会及びその他区長が選出団体として必要と認める地域の団体に候補者の選出を依頼する。
- (3) 区長は、選出された候補者を市長に推薦し、市長が委嘱する。
- (4) 指導員の推薦に係る様式その他必要な事項は別に定める。

3 指導員の推薦基準

候補者の選出及び推薦に当たっては、次の要件に該当する者の中から、適任者を選考するものとする。

なお、若い世代や女性の登用に努めるよう留意する。

- (1) 青少年に対する理解と青少年の健全育成に関する情熱を有する者であること。
- (2) 青少年にとってよりよい地域環境をつくりあげるために、地域の青少年関係指導者や関係機関・団体と連携して、率先して活動ができる者であること。
- (3) 原則として市内在住者であること。
- (4) 年齢は、改選期日現在において原則として18歳以上70歳未満、再任の場合は、原則として18歳以上75歳未満であること。ただし、青少年指導員の活動に支障なく参加できる場合は、この限りではない。

4 指導員の委嘱

- (1) 市長による指導員の委嘱は、委嘱状を交付して行う。
- (2) 指導員の委嘱に係る様式その他必要な事項は別に定める。

5 任期

指導員の任期は、隔年の4月1日から翌々年の3月31日までの2年間とする。ただし、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。また、当該2年間の途中で委嘱した場合の任期は、委嘱の日から当該2年間の終期までとする。

6 指導員の解嘱

- (1) 市長は、任期中において、次の各項に該当するときには、指導員の委嘱を解くことができる。
 - ア 区長から交替又は解任の申出があった場合
 - イ 指導員としてふさわしくない非行等があった場合
- (2) 指導員の解嘱に係る様式その他必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年10月23日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月13日から施行する。

第29期横浜市青少年指導員委嘱手引き

令和6年4月1日から令和8年3月31日までを任期とする第29期横浜市青少年指導員（以下「指導員」という。）の委嘱等に関して必要な手続き、様式等は次のとおりとします。

1 指導員の推薦方法

(1) 選出団体による推薦

選出団体が、指導員候補者を推薦しようとするときは、第29期（令和6・7年度）横浜市青少年指導員候補者推薦書（様式1）を区長に提出します。

また、選出団体が、任期途中に指導員を交替しようとするときは、第29期（令和6・7年度）青少年指導員候補者推薦書（交替）（様式2）を区長に提出します。

※様式1・2については、性別及び生年月日欄を廃止しています。

(2) 区長による推薦

区長が、市長に指導員を推薦するときの様式は、横浜市青少年指導員推薦書（様式4）とします。

2 指導員の委嘱に伴う交付物

指導員の委嘱にあたり、市長は、次のものを交付します。

- (1) 委嘱状
- (2) 指導員証
- (3) 指導員バッジ
- (4) 指導員手帳

3 指導員の解嘱

(1) 選出団体による解任

選出団体が任期途中に指導員を解任しようとするときは、第29期（令和6・7年度）青少年指導員解任申出書（様式3）を区長に提出します。

(2) 区長による解任

区長は、横浜市青少年指導員交替・解任申出書（様式5）を市長に提出します。

(3) 指導員としてふさわしくない非行等があった場合

市長は、指導員あてに解嘱を通知します。

4 届出事項の変更

横浜市青少年指導員推薦書（様式4）に記載されている事項（氏名、住所、電話番号）に変更が生じたとき、区長は、横浜市青少年指導員届出事項変更報告書（様式6）により、変更事項を市長に報告します。

なお、氏名の変更がある場合は、指導員証を再発行します。

やりがいを感じる青少年のサポート役 子どもたちと一緒に輝く 「青少年指導員」

～あなたもはじめませんか？～

青少年指導員とは？

次世代を担う青少年が地域で心豊かに成長できるよう、市長と県知事から委嘱を受けて活動しています。

任期は2年で、対象年齢は18歳から70歳まで(再任は75歳まで)の方です。市内で約2,500名の方が活動を行っています。

(令和5年4月現在)



どんな活動をしているの？

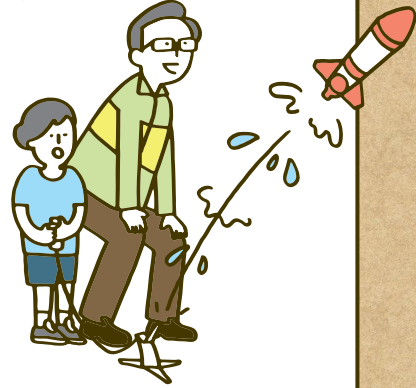
青少年を「支える／育てる」

地域のニーズを踏まえて、子どもたちの交流・体験活動の場の提供、青少年が企画するイベントへの支援など、青少年の成長に繋がる

機会をつくります。

【活動例】

- ・紙ヒコーキ大会
- ・ウォークラリー
- ・ペットボトルロケット大会
- ・ふれあいキャンプなど



青少年を「守る」

地域で子どもの見守り活動や声かけを行い、青少年を非行から守るとともに安心して暮らすことができる街づくりを行っています。

【活動例】

- ・全市一斉統一
行動パトロール
- ・あいさつ運動など



青少年指導員として活動 いただいているみなさんの声

子どもは社会の宝、子どもたちの笑顔を見られる地域にしたいですね。

イベントなどで身体を動かすため、自分の健康づくりにもつながっています。

仕事との両立が大変な時期もありましたが、職場とは違った人たちとの一期一会がありました。



青少年指導員の活動によって、地域の結びつきも強くなったように感じます。

～自治会・町内会長の皆様へ～ 推薦についてお願い
各地域で活動する青少年指導員をご推薦ください。
定数は区と地域の話し合いで、連合町内会ごとに柔軟に
決めていただいて構いません。

横浜市子ども青少年局青少年育成課
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
☎045-671-2324 ㊟045-663-1926



保土ヶ谷区青少年指導員協議会

保土ヶ谷区青少年指導員協議会は、18の地区青少年指導員協議会からなり、各地区会長により会長会を組織し、保土ヶ谷区青少年指導員協議会を運営しています。

地区名			
保土ヶ谷地区	保土ヶ谷中地区	保土ヶ谷南部地区	保土ヶ谷東部地区
保土ヶ谷西部地区	新桜ヶ丘地区	権太坂境木地区	岩井町原地区
岩間地区	中央地区	和田・釜台地区	上星川地区
常盤台地区	川島東部地区	仏向地区	川島原地区
西谷地区	上新・上菅田地区		

保土ヶ谷区青少年指導員協議会の年間活動

月	事業名及び内容
7月	<p><手作り紙ヒコーキ大会> 青少年と大人が協力して紙ヒコーキを作ることを通し、健全育成を図ることを目的に毎年開催しています。地区予選を勝ち抜いた選手が自慢の紙ヒコーキで滞空時間を競います。</p>
7月	<p><全市一斉統一行動パトロール> 青少年指導員が一丸となって市内全域をパトロールし、各地区の状況の実態把握を行います。具体的には、7月の特定した日に、各地区で青少年指導員が夜間に地域の見回りをします。</p>
7, 8月	<p><社会環境実態調査> カラオケボックスやインターネットカフェなど、青少年の健全育成に影響の大きい各種店舗の営業等の実態を明らかにし、社会環境健全化推進の取組に資するため、対象となる店舗を訪問して調査を行います。</p>
10月	<p><子ども科学教室（ほどがや区民まつり内）> 地元の中学校と協力し、ほどがや区民まつりにブースを出展します。身近にある材料を利用しながら、子どもたちに科学の面白さを伝えます。毎年恒例のスライムをはじめ、簡単で楽しく作れるものばかりです。</p>
10月	<p><全市統一行動キャンペーン> 区民まつりで啓発チラシ等の配布及び掲示を行います。キャンペーンを行うことにより、市民の青少年健全育成に対する意識の醸成を行い、あわせて青少年指導員の活動を広く市民にアピールします。</p>
11月	<p><ほどがやバンドバトル> 人前で演奏する機会の少ない中学生や高校生が発表する機会をつくり、音楽を通じた青少年と地域住民の交流の場とします。青少年指導員は、区内の高校生と協力してスタッフを務めます。</p>
1月	<p><新春かるた大会> 百人一首を通して日本の文化や礼節を学び、また、青少年と地域住民の交流を図ることで、青少年の健全育成を図ります。毎年、地区予選を勝ち抜いた代表が入賞を競い合います。</p>

上記以外にも、区全体では、隔年で研修会（新任者研修会、理論研修会、実技研修会など）や毎年広報誌の発行などを行い、また、各地区においても地域と連携して様々な活動を行っています。

広報よこはま令和5年12月号ほどがや区版の表紙に記事が掲載されるので、そちらもご覧ください。

令和5年度「自治会町内会のための講習会」 事例発表収録動画のYouTube配信について【情報提供】

1 事業の趣旨

令和5年度の「自治会町内会のための講習会」について、昨年度に引き続き、より多くの皆様に御紹介するため、事例発表の様子を収録した動画をYouTubeにて配信します。

つきましては、以下の通り御案内いたしますので、御視聴のほどよろしく願いいたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合会で、単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

【単位会長】定例会等で、役員の皆様等に情報提供をお願いします。

3 配信内容、配信期間など

(1) 配信内容

市内3区の自治会町内会・地区連合町内会の皆様に活動事例を御紹介いただきました。

① 神奈川区「大口仲町池下町会の紹介とスマートフォンアプリを用いた災害時支援活動」

発表者：大口仲町池下町会 会長 石渡 祥男 氏、
安心・支援部会長/ICT担当 岩並 清隆 氏

② 港南区「会館でのオンライン講座で身近なつながりづくり」

発表者：日野清風苑町内会 会長 小室 俊博 氏

③ 磯子区「ICTを活用した自治会/連合町内会活動」

発表者：滝頭地区連合町内会・滝頭岩瀬自治会 会長 柏木 達義 氏



↑ 事例発表の一例
(日野清風苑町内会の取組より)

(2) 配信期間など

- 令和5年12月1日(金)～令和7年3月31日(月)
- 以下のホームページから視聴できます。(ご質問に対する回答もこちらに掲載予定)

https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/kanyu_sokushin.html

横浜市 自治会町内会への加入促進 **検索**

4 その他

事例発表について、御質問がございましたら、電子申請・届出システムでお問合せください。

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/b90b3d9f-62f0-4d05-ab3c-64ede3c8cf3f/start>

電子申請・届出システムは、以下のQRコードまたは、電子申請・届出システムトップページから、「手続き一覧(個人向け)」⇒キーワード検索「自治会 講習会」で検索できます。

御質問は令和5年12月1日(金)午前9時から令和6年1月31日(水)午後5時まで受け付けます。御質問に対する回答は、上記ホームページ(横浜市 自治会町内会への加入促進)に掲載予定です。



←事例発表の
二次元コード



質問受付の
二次元コード

市民局地域活動推進課 担当：川口、高橋
電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734
Eメール：sh-jichikai@city.yokohama.jp

保土ヶ谷区の治安状況

* 数字はいずれも暫定値です。

1 犯罪発生状況

(1) 月別発生数 (単位: 件)

	総数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
		発生数	発生数	発生数	発生数	発生数	発生数	発生数	発生数	発生数	発生数
令和5年	606	62	39	58	67	57	60	65	78	56	64
令和4年	611	36	36	73	54	76	69	53	100	70	44
増減数	-5	26	3	-15	13	-19	-9	12	-22	-14	20

(2) 罪種別発生数 (単位: 件)

	罪種 総数	特殊詐欺		空き巣		オートバイ盗		自転車盗		わいせつ事犯		部品ねらい		車上ねらい		その他	
		1~10月	10月	1~10月	10月	1~10月	10月	1~10月	10月	1~10月	10月	1~10月	10月	1~10月	10月	1~10月	10月
令和5年	606	33	3	14	1	39	3	92	17	9	0	33	3	21	4	365	33
令和4年	611	38	5	2	0	24	0	82	7	13	0	69	4	68	0	315	28
増減	-5	-5	-2	12	1	15	3	10	10	-4	0	-36	-1	-47	4	50	5

○ その他・主な内訳
 万引き74、非侵入盗その他66、粗暴犯51、器物損壊35、住居侵入18、払出盗11、
 職場ねらい9、自動車盗9、占有離脱物横領8、置き引き7、工事場ねらい5、
 自動販売機ねらい4、公務執行妨害4

(3) 特殊詐欺発生数 & 被害額

		発生件数		被害額	
		1~10月	10月	1~10月	10月
令和5年	神奈川県内	1685件	165件	34億9022万円	3億4738万円
	保土ヶ谷区内	33件	3件	1億2207万円	150万円
令和4年	神奈川県内	1558件	202件	30億9216万円	3億7493万円
	保土ヶ谷区内	38件	5件	5463万円	813万円
増減	神奈川県内	+ 171件	- 37件	+ 3億9806万円	- 2755万円
	保土ヶ谷区内	- 5件	- 2件	+ 6744万円	- 663万円

○ 1~10月の手口一覧

- ・オレオレ詐欺 15件
- ・キャッシュカード詐欺盗 8件
- ・預貯金詐欺 7件
- ・還付金詐欺 3件

計 33件

- ATMで還付金が戻ることはありません。
- 留守番電話の常時設定をお願いします。

2 交通事故発生状況

		1~10月	10月
令和5年	発生件数	272 件	28 件
	死者数	4 人	0 人
	負傷者数	317 人	34 人
令和4年	発生件数	373 件	37 件
	死者数	0 人	0 人
	負傷者数	432 人	44 人
増減数	発生件数	-101 件	-9 件
	死者数	+4 人	±0 人
	負傷者数	-115 人	-10 人

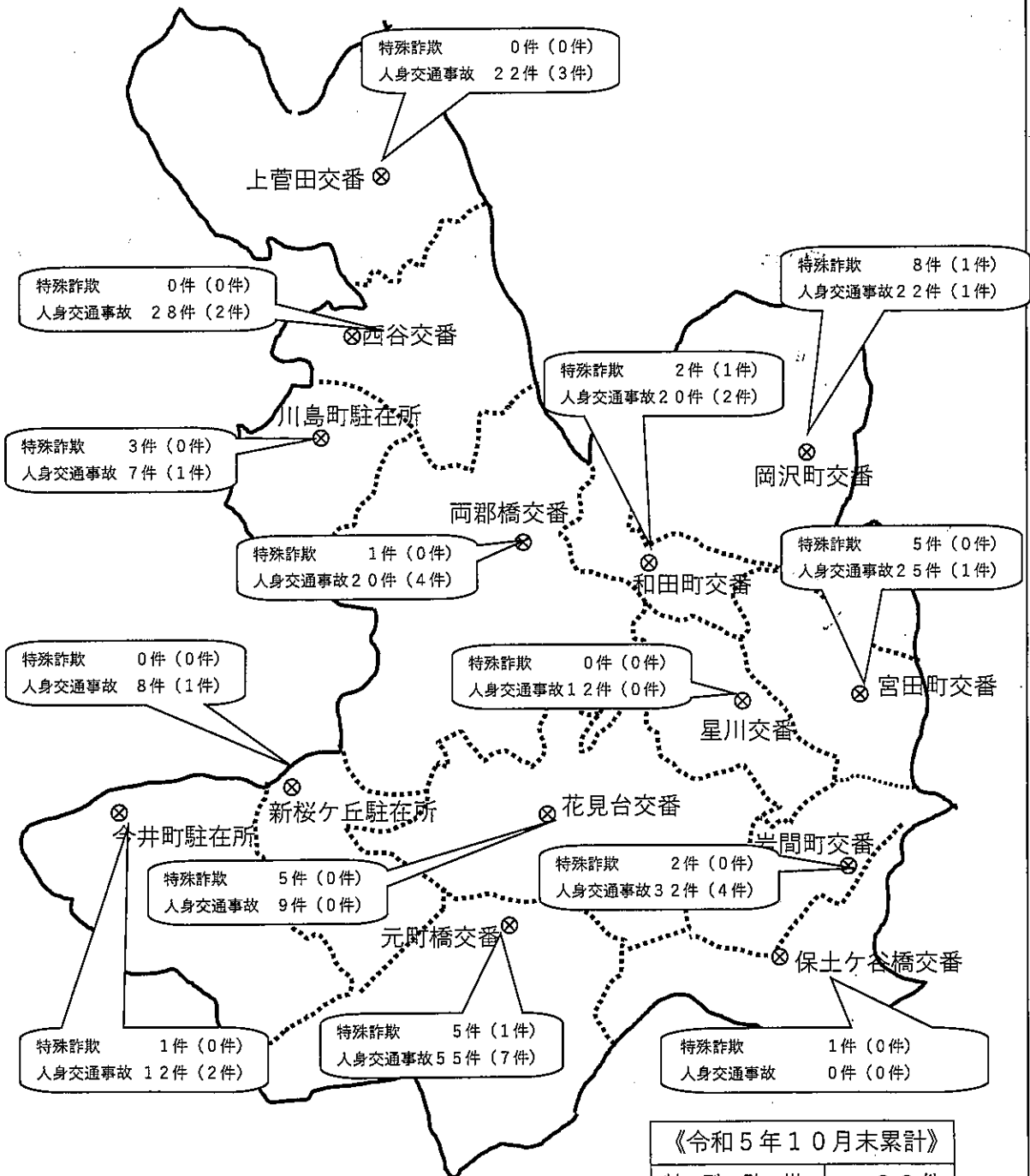
- 区内の人身事故発生件数は減少傾向
 - ・ 10月末現在で、前年同期比 - 27.1%
 - ・ 県内1位の減少率
- 区内の死亡事故は今年4件
 - ・ 県内54警察署でワースト3位
 - ・ 県全体の死亡事故は96件で、前年同期比 + 11件 (全国ワースト5位)
- 年末の交通事故防止運動 (12月11日~20日)
 - 【重点】
 - 1 横断歩行者 (特に高齢者) の交通事故防止
 - 2 二輪車の交通事故防止
 - 3 飲酒運転の根絶

交番・駐在所別【特殊詐欺・人身交通事故発生状況】

(10月末累計)

(注1) 数字はいずれも暫定値です。

(注2) () 内は令和5年10月の発生件数です。



《令和5年10月末累計》	
特殊詐欺	33件
人身交通事故	272件

令和5年火災・救急状況 (令和5年10月31日 現在)

1 火災事案(10月中)

1	10月27日(金)	川島町	その他の火災(負傷者なし)
---	-----------	-----	---------------

2 保土ヶ谷区内の火災の状況

区分 年	火災 件数	火災種別			被害程度		
		建物火災	車両火災	その他の 火災※	焼損面積 (㎡)	死者 (人)	負傷者 (人)
令和5年	25 (618)	12	3	10	318	1	2
令和4年	27 (512)	15	5	7	32	0	2
増△減	△ 2 (106)	△ 3	△ 2	3	286	1	0

※ その他の火災とは、雑草及びゴミや車両として運行できない廃車等が焼損した火災です。

()は横浜市内

3 主な出火原因

区分 年	たばこ	放火 (疑いを含む)	電気機器	こんろ	マッチ・ ライター	火遊び
令和5年	4	3	3	1	1	1
令和4年	4	7	2	1	0	0
増△減	0	△4	1	0	1	1

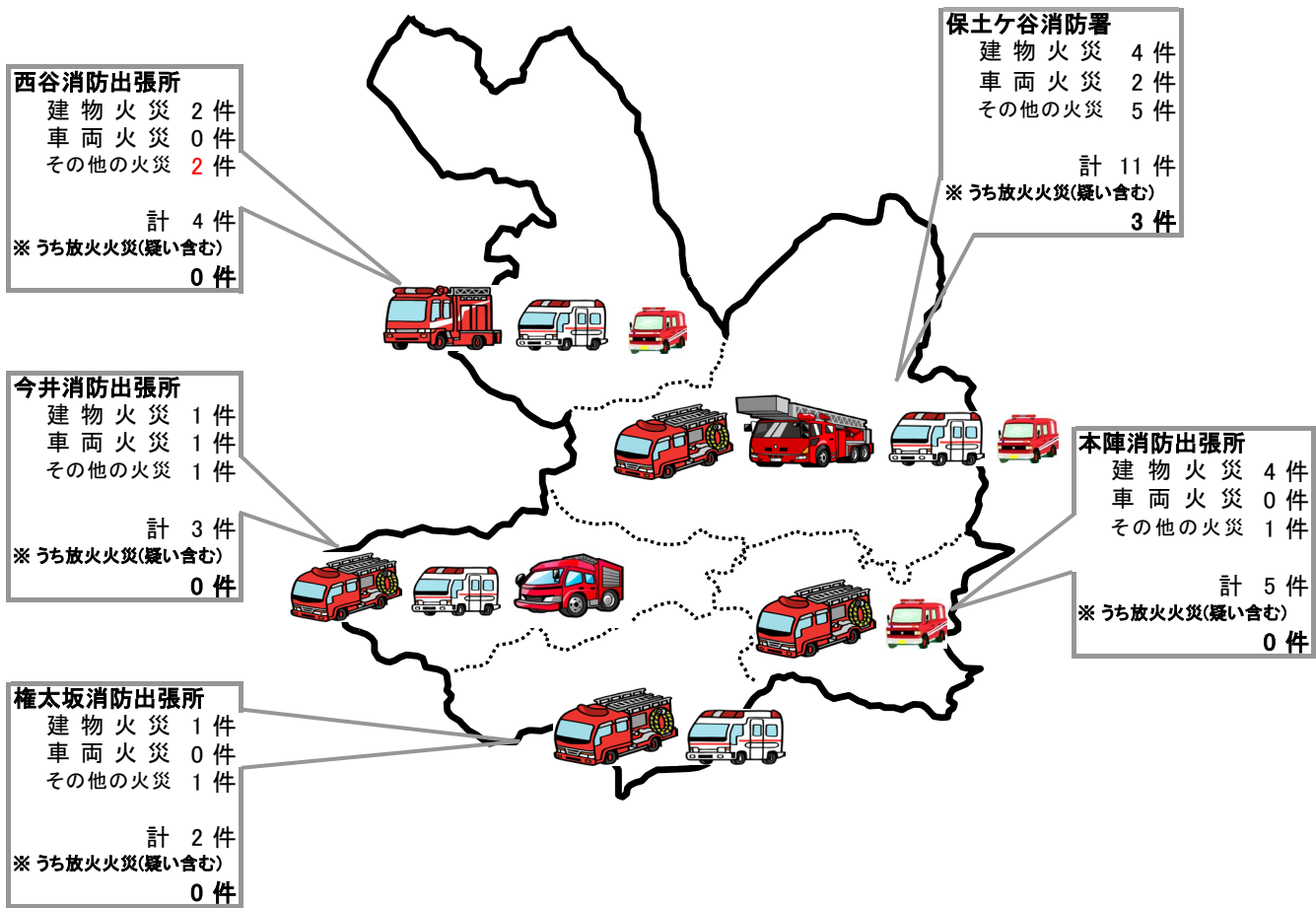
4 保土ヶ谷区内の救急状況

区分 年	件数	急病	一般負傷	交通事故	その他※	一日あたり
令和5年	11,401 (210,386)	8,203	1,985	408	805	37.5
令和4年	11,057 (200,998)	7,995	1,875	429	758	36.4
増△減	344 (9,388)	208	110	△ 21	47	1.1

※その他には、自損行為・加害・運動競技・労働災害・火災・転院搬送等が含まれています。

()は横浜市内

保土ヶ谷消防署受持区域別火災件数 (令和5年10月31日現在)



保土ヶ谷地区連合自治会	2
保土ヶ谷南部地区連合自治会	0
保土ヶ谷中部地区連合自治会	2
保土ヶ谷東部地区連合自治会	3
保土ヶ谷西部地区連合自治会	0
権太坂境木地区連合自治会	1
岩井町原連合町内会	0

岩間地区連合町内会	2
中央連合町内会	4
中央東部地区連合町内会	1
和田・釜台地区連合町内会	0
上星川地区連合町内会	0
常盤台地区連合町内会	1
川島東部連合町内会	0

仏向地区連合町内会	1
川島原地区連合町内会	0
西谷連合町内会	0
上新地区連合自治会	0
新桜ヶ丘地区連合自治会	0
上菅田地区連合自治会	3
その他、未加入	5
合計	25

年末・年始に向けて、住宅防火対策は万全ですか？

空気が乾燥し、火災が多く発生する季節を迎えました。
 みなさんのご自宅の防火対策は万全でしょうか。
 年末に向けてもう一度確認をお願いします。

- 住宅用火災警報器の設置・点検（10年が交換の目安です）
- 寝たばこはしない、吸いがらの始末の再確認
- こんろから離れるときには必ず火を消す
- ストープ・こんろ周りに燃えやすいものを置かない
- ごみは指定日の決められた時間に出す（放火対策）



令和5年11月 17 日

各自治会町内会 会長 様

社会福祉法人
横浜市保土ヶ谷区社会福祉協議会
事務局長 米山 佳作

日本赤十字社会費募集協力事務費及び共同募金広報紙「共同募金ほ도가やだより」・
区社協広報紙「社協ほ도가や」配布にかかる手数料の送金について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃より、地域福祉事業の推進につきましては、ご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この度は、標記の件につきまして、変わらぬご協力を頂戴し誠にありがとうございます。

次のとおり貴自治会・町内会指定金融機関に当該手数料を振り込みさせていただきたく存じます。なにとぞご確認の程よろしくお願い申し上げます。

1 送金額

	項目	金額	積算根拠
1	日赤会費募集協力事務費	各自治会町内会ごとの金額を挿入します。	会費実績額×8% (10円未満切り捨て)
2	共同募金広報紙 「共同募金ほ도가やだより」 配布手数料		「共同募金ほ도가やだより」 配布部数×2円
3	区社協広報紙 「社協ほ도가や」配布手数料		「社協ほ도가や」 配布部数×4円
	合計(送金額)		

2 振込日 令和5年 11 月 28 日(火)(予定)

【問い合わせ】

保土ヶ谷区社会福祉協議会

担当:本橋・三枝・高井

《TEL》 341-9876

各地区連合自治会町内会 会長 様

社会福祉法人
横浜市保土ヶ谷区社会福祉協議会
会長 畑 尻 明

令和5年度保土ヶ谷区社会福祉協議会「世帯賛助会費」の募集について(ご依頼)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より区内の地域福祉活動の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年度横浜市保土ヶ谷区社会福祉協議会世帯賛助会費の募集につきまして、次のとおりご依頼申し上げます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

1. 世帯賛助会費の趣旨について

区内の福祉活動を推進する本会の活動趣旨に賛同いただける方にご協力いただくものです。お寄せいただきました世帯賛助会費は、6割分が区内の各地区社会福祉協議会へ還元され、4割分は本会でを行う福祉事業に活用いたします。

2. ご依頼内容

各自治会町内会長様宛に、世帯賛助会費の募集および送金についてご依頼いたします。

- (1) 依頼文: 別紙「各自治会町内会会長様」依頼:(見本)のとおり
- (2) 依頼時期: 令和5年11月下旬～12月上旬に、本会から必要資材と共に直接ご送付いたします
- (3) 目安額: 一世帯あたり250円としていますが、強制ではなく任意での金額で依頼いたします
※対象世帯数は、令和5年度広報配布世帯数(10月1日現在)の90%で算出しています
- (4) 送金期限: 令和6年2月16日(金)
※各自治会町内会からお寄せいただきます世帯賛助会費は、同年3月中に各地区社協に還元いたしますので、可能な範囲で上記日程までの送金にご協力をお願いします。
(地域の実情により、上記日程までの送金が難しい場合はその限りではありません)

横浜市保土ヶ谷区社会福祉協議会(担当:工藤・三枝)

TEL: 341-9876 FAX: 334-5805

見本

保区社協発第382号
令和5年11月17日

各<単位自治会・町内会名>町内会 会長 様【 】

社会福祉法人
横浜市保土ヶ谷区社会福祉協議会
会長 畑尻 明
〇〇〇〇〇地区社会福祉協議会
会長 〇〇 〇〇

令和5年度保土ヶ谷区社会福祉協議会「世帯賛助会費」の募集について（ご依頼）

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より地域福祉の推進についてご尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、保土ヶ谷区社会福祉協議会世帯賛助会費の募集につきましては、毎年多大なるご協力をいただきまして深く感謝申し上げます。

世帯賛助会費は地域福祉推進に向け、区域や各地区での様々な福祉活動に活用させていただきます。本年度も世帯賛助会費の募集につきまして、ご協力くださいますようお願いいたします。

【世帯賛助会費の趣旨】

区内の福祉活動を推進する本会の活動趣旨に賛同いただける方にご協力いただくものです。

お寄せいただきました世帯賛助会費は、6割分が区内の各地区社会福祉協議会へ還元され、4割分は本会で行う福祉事業に活用いたします。（詳細は同封のチラシをご覧ください）

1 納入期限 令和6年 2月 16日(金)

※お寄せいただきました世帯賛助会費は、同年3月中に本会から各地区社協に還元いたしますので、可能な範囲で上記日程までの送金にご協力をお願いします。
(地域の実情により、上記日程までの送金が難しい場合はその限りではありません)

2 目安額 目安金額として一世帯あたり250円としていますが、
強制ではなく、任意の金額でご協力をお願いいたします。

3 実施方法 別紙「令和5年度 世帯賛助会費募集について」をご参照ください

横浜市保土ヶ谷区社会福祉協議会 (担当:工藤・三枝)
TEL: 341-9876 FAX: 334-5805

《各自治会町内会》 会長 様 【自治会NO. 】

令和5年度 世帯賛助会費募集について

1 送付資材など

送付資材内容	送付数量
1 世帯賛助会費PR用チラシ [各世帯配付用]	枚
2 募金用封筒(戸別用/緑色) [各世帯配付用]	枚
3 募金用封筒(班別用/茶色) [班別でのとりまとめ用]	枚
4 払込取扱票(ゆうちょ銀行) [送金時にご使用ください]	枚

※令和5年8月にご依頼しました「各種募金に関する連絡書」に基づきまして、上記のとおり資材希望数を送付しております。(今回ご連絡書のご返信がない場合には、前年度と同数の資材を送付)。資材の追加等につきましては事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

2 目安額について (参考)

対象世帯数	目安額
世帯	円

※対象世帯数は、広報配付世帯数(令和5年10月1日現在)の90%で算出しております。

※一世帯あたり250円としていますが、強制ではなく任意での金額でご協力をお願いします。

3 世帯賛助会費の送金について (自治会町内会から区社協への納入)

(1) 送金期限 令和6年2月16日(金)

※各自治会町内会からお寄せいただきました世帯賛助会費は、合計金額の60%を同年度内(3月中)に各地区社会福祉協議会へ送金いたしますので、可能な範囲で上記期限の送金にご協力をお願いします。(なお、地域の実情により上記での送金が難しい場合はその限りではありません。2月16日以降にいただいた賛助会費は令和6年度4月以降に還元させていただきます)

(2) 送金方法 つぎのいずれかの方法でご送金ください

①郵便局振込 ・同封の「払込取扱票」をご利用ください。

※令和4年1月17日より、別途現金支払い加算料金等がかかります。

②銀行振込 ・次の銀行口座にお振込みください。※別途振込手数料がかかります。

【銀行名】 横浜銀行 和田町支店	【口座番号】 普通預金 0342685
【名義】 社会福祉法人 横浜市保土ヶ谷区社会福祉協議会 会長 畑尻 明	
(シャイクンホリゾン ヨコハマホトガヤク シャイクンキョウギカイ カイヨウ ハジリアキラ)	

- 金融機関窓口で10万円以上の現金を振込む際には、窓口来所者の本人確認書類(免許証・パスポート・自治会町内会の会則等)の提示が求められますのでご協力ください。
- 本人確認書類等に関しましては、ご利用の金融機関にご確認をお願いいたします。

③区社会福祉協議会窓口・事務局へ直接ご持参ください。

※集計のためにお時間をいただくことがありますのでご了承ください。

※区社協での対応時間: 月～金(土日祝日を除く 9午前9時～午後5時)

【問合せ先】 社会福祉法人横浜市保土ヶ谷区社会福祉協議会

横浜市保土ヶ谷区川辺町5-11 保土ヶ谷区福祉保健活動拠点かるがも3階

Tel : 045-341-9876 (担当: 工藤・三枝)

各地区連合町内会長様

道路局建設部橋梁課長

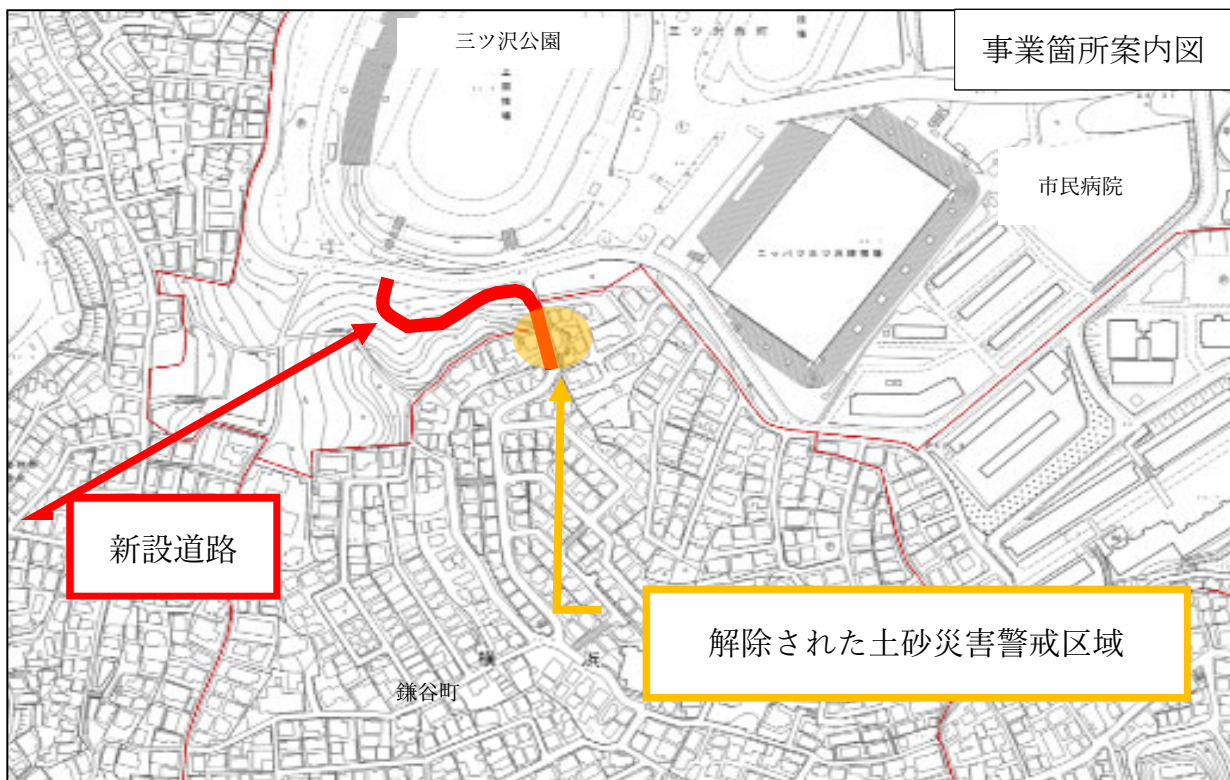
鎌谷町の新設道路が令和 5 年 12 月に開通します！

平素より本市道路行政にご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

令和 4 年 2 月より工事を進めている鎌谷町地内の道路整備事業について、この度、開通の見通しが立ったことから、今後の予定等について報告します。

1 新設道路の整備効果

- (1) 鎌谷町と三ツ沢公園の外周道路をつなぐことで、緊急車両が鎌谷町へ進入するための新たな経路が確保され、消防・救急活動のさらなる迅速化が図られます。
- (2) 広域避難場所となっている三ツ沢公園に避難する新たな経路が確保されます。
- (3) 整備箇所の土砂災害警戒区域の指定が解除され、災害リスクが軽減されます。



2 新設道路について

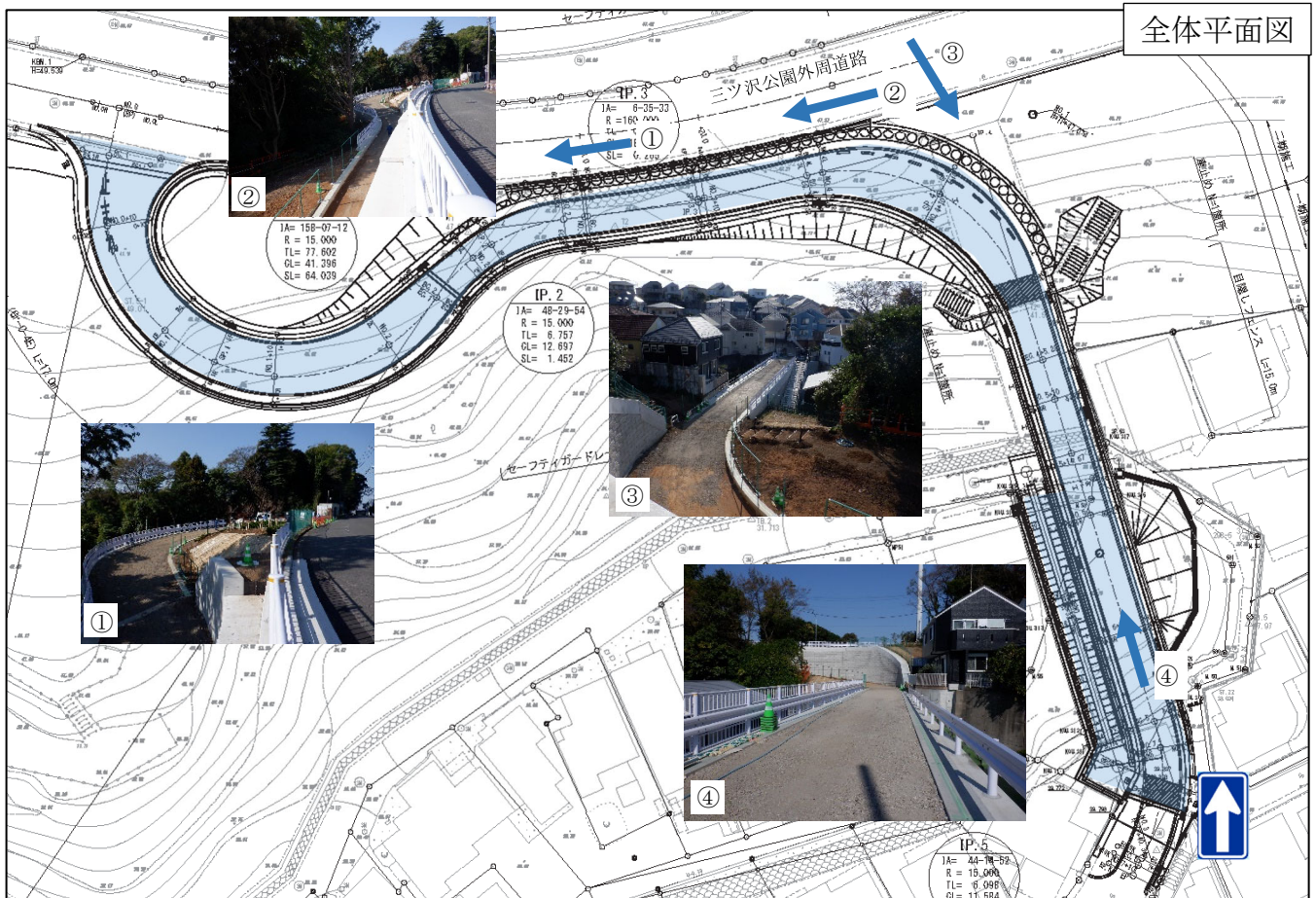
延長：150m

幅員：4.5～6.4m

制限速度：30km/h

この道路は鎌谷町内から三ツ沢公園外周道路への車両一方通行道路です。

※消防などの緊急車両は外周道路から町内へ進入可能です。



3 現在の状況と今後の見通し

工事は順調に進んでおり、令和5年12月19日（火）午後1時に道路を開通させる予定です。

担当

（事業全体に関すること）

道路局建設部橋梁課 植田、揚石

電話 045-671-2796

FAX 045-662-3945

E-mail do-kyoroyo@city.yokohama.jp

（新設道路の管理に関すること）

保土ヶ谷区保土ヶ谷土木事務所 福島、渡部、齊藤

電話 045-331-4445

FAX 045-335-0531

E-mail ho-doboku@city.yokohama.jp

思いやりの心をはぐくむ 一人ひとりが自分らしく

性的少数者として生きる人への理解と人権をテーマに、一人ひとりが自分らしく生きられる社会をつくることの大切さを、当事者の方にお話しいただきます。

令和5年

12月14日 日 木

14時～16時 (開場13時30分)

岩間市民プラザ

保土ヶ谷区岩間町 1-7-15
相模鉄道本線 天王町駅 徒歩2分

先着
150名様
入場無料



講師 ※手話通訳あり

ROSE 氏
(本名 宮崎 猛志)

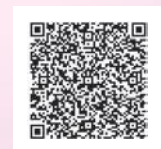
1959年生まれ。56歳の時に、心の性が女性であることに気づき、トランスジェンダーとしてカミングアウト。現在は、LGBTQについての人権啓発活動を目的に、学校関係や市民講座等の授業、講義、講演ライブを行う。カミングアウトに至る経緯や現在までの活動について、新聞・テレビなどメディア紹介多数。オリジナル曲告白 (comingout) は、小学校のLGBTQ授業の教材としても活用されている。

申込方法 (講演会へ参加)

■12月8日 金 まで

①横浜市電子申請システム 右の二次元コードから必要事項を入力

②FAX チラシ下部の申込書から保土ヶ谷区総務課まで



電子申請システム

動画配信もあります!

期間限定で講演会の動画を公開します。

詳細は右の区ホームページからご確認ください。

配信期間 令和5年12月27日 日 木 ~ 令和6年1月14日 日 木



保土ヶ谷区ホームページ

FAX申込書		送信先 FAX番号 045-334-6390	
(ふりがな)		(ふりがな)	
氏名		氏名	
電話		電話	

※3名以上お申込みの場合、この用紙を複写し、使用してください。 ※お預かりした個人情報は、本講演の運営以外の目的には使用しません。

線引きの見直しについて

本市では、線引き（市街化区域と市街化調整区域の区域区分）^{*}について、おおむね6～7年ごとに見直しを行っています。

このたび、全市的な見直しを行うにあたり、都市計画市素案（案）を作成し、そのリーフレットの配布や説明会等を行いますので、事前にお知らせします。

なお、都市計画市素案（案）の内容につきましては、12月下旬に公表を予定しています。区民の皆様への周知方法や時期については、次のとおりです。

■線引きの指定（令和5年11月時点）

※【線引きとは】

無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域において、市街化区域と市街化調整区域の区分を定めています。

【市街化区域】すでに市街地を形成している区域、計画的に市街化を図るべき区域

【市街化調整区域】市街化を抑制すべき区域



市街化区域	市域の約77%
市街化調整区域	市域の約23%

1 周知方法及び時期（予定）

媒体	掲載内容	公表時期（予定）
広報よこはま 全市版	<ul style="list-style-type: none"> 説明会の日時・会場など 縦覧、意見書の受付 	令和6年1月号に掲載
リーフレット	<ul style="list-style-type: none"> 見直しの内容（概要） （おおむねの位置、基準など） 説明会の日時・会場など 縦覧、意見書の受付 	12月下旬から順次実施 ①PRボックス等への配架 ②各戸配布 ・線引き見直し対象地区内 ③地権者郵送 ④見直し該当の連合町内会 用及び単位町内会長へ郵送 [*]
横浜市ホームページ掲載 （建築局都市計画課HP）	①見直しの内容（概要） （おおむねの位置、基準など）	①12月下旬掲載
	②見直しの詳細内容 （位置、区域、用途地域等）	②1月末掲載
説明会	上記①、②の内容	1月末から2月上旬 （詳細は裏面参照）

※ 12月下旬頃に建築局都市計画課から直接郵送

<参考> 詳細は 12 月下旬郵送のリーフレットをご確認ください。

2 説明会について

(1) 会場及び日時


日時	会場
1 月末から 2 月上旬	関内ホール、他 5 箇所

※各日とも説明内容は同じです。

(2) 動画配信

令和 6 年 1 月末から 2 月末まで

横浜市 線引き見直し

検索 

※内容は説明会と同じです。

3 市素案（案）の縦覧（閲覧）及び意見書の提出について

(1) 縦覧（閲覧）期間

令和 6 年 1 月末から 2 月末まで（土日祝を除く）

(2) 縦覧（閲覧）場所

見直し候補地区の詳細（位置、区域、用途地域等の都市計画を含む）の図面を次の場所で確認することができます。

建築局都市計画課	市全域の市素案（案）を縦覧できます。
区役所区政推進課 （中区を除く）	各区の市素案（案）を閲覧できます。

※都市計画課ホームページでも市素案（案）の概要をご覧になれます。

(3) 意見書の提出先

建築局都市計画課

(4) 意見書の提出方法

郵送、持参又は電子申請

(5) 意見書の提出期限

令和 6 年 2 月末

4 問合せ先

建築局都市計画課 鶴和、飯島、小池 TEL：671-2658

資 業 第 1485 号
令和 5 年 11 月 17 日

自治会・町内会長 様

横浜市資源循環局長 金高 隆一

年末年始のごみと資源物の収集日程チラシの掲示板への貼付について（お願い）

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

日ごろから、3R夢プランの推進に御協力をいただき、誠にありがとうございます。
す。

さて、年末年始の収集日程は、別添のチラシのとおりとなります。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、貴自治会・町内会の皆様に、年末年始におけるごみ収集日程をお知らせいただきたく、自治会・町内会掲示板への貼付について御配慮いただきますとともに、年末年始のごみ収集休止期間中は、集積場所にごみを出さないよう周知についてもよろしくお願い申し上げます。

なお、掲示板への貼付については、年明けは、令和6年1月7日頃までお願いできればと考えております。

本年も年末年始を迎えるにあたり、ごみの排出量が増えるこの時期のごみの収集・処理が円滑に行えるよう、局をあげて取り組んでまいりますので、御協力いただきますようお願いいたします。

横浜市資源循環局 保土ヶ谷事務所
電話：742-3715

年末年始のごみと資源物の収集日程

**12月31日(日)から1月3日(水)まで、
収集はお休みさせていただきます。**

- 年末も、ごみと資源物の分別と減量にご協力をお願いします。
- ごみと資源物は、各収集日の **朝8時まで**にお出してください。
(年末年始の期間は、通常と収集時間が変わることがあります。)
- 収集がお休みの日は、ごみと資源物を絶対に出さないでください。
- 分別されていないものは収集できません。



スリム「ヨコハマ3R夢！」マスコットイーオ

収集日程をお確かめの上、ルールを守ってお出ください。		燃やすごみ・燃えないごみ スプレー缶・乾電池	プラスチック製容器包装	缶・びん・ペットボトル 小さな金属類
12月	28日(木)	通常の曜日どおり収集します		
	29日(金)	通常の曜日どおり収集します		
	30日(土)	通常の曜日どおり収集します		
1月	31日(日)	収集はお休みです		
	1日(月)			
	2日(火)			
	3日(水)			
	4日(木)	通常の曜日どおり収集します		
	5日(金)	通常の曜日どおり収集します		
	6日(土)	通常の曜日どおり収集します		

※ 古紙・古布等の、「資源集団回収」の日程については、実施している自治会・町内会等か、回収業者へ直接お問合せください。

粗大ごみの申込み

電話でのお申込みは12月31日(日)から1月3日(水)までお休みします。



横浜市 粗大ごみ
2次元コード

※12月のお申込みは特に混み合い、
年内の収集にお伺いできない場合がございます。

← 粗大ごみのお申込みについてはこちらから
又は、インターネットで「横浜市 粗大ごみ」と検索

12月30日正午から1月3日までに申し込みされた方への返信(収集日等のお知らせ)は、1月4日以降になります。

だまされたかも?! SNSで知り合った人から投資話

マッチングアプリで知り合った人から「暗号資産で大儲けできる」と勧誘され、相手の指示した口座に次々と送金し、合計1,000万円も使った。取引サイト上は値上がりしていたが、お金が取り戻せない…だまされたのか？

投資トラブルに関する相談が寄せられています。SNSだけでつながる相手は本人確認が難しく、突然音信不通になる可能性もあります。また実際に投資が行われているのか、疑わしい事例もあります。暗号資産投資の実態を理解し、不安があれば取引しないことが賢明です。

! トラブルに遭わないために

- 「必ずもうかる」という甘い話を信じない
- 投資内容が理解できない取引はしない
- 暗号資産交換業の登録業者か確認する
- SNSで知り合った人を簡単に信用しない



運命に立ち向かう家族の愛が
広がり始め、人々の心をつなぐ――

どんぐりの家

「募金」の窓口◆郵便振替口座 00150-6-537241
映画どんぐりの家製作委員会
お問合せ●映画「どんぐりの家」全国上映実行委員会
Tel.03-5385-2216/Fax.03-5385-2299

文部省特選/厚生省推薦

福祉の原点を問いかける！

幅広い世代に愛読される『ビッグコミック』に連載されて反響をよんだ漫画「どんぐりの家」は、ろう学校の野球部を描いた青春ドラマ「遙かなる甲子園」で聴覚障害者の問題に関わった山本おさむが、実在するろう重複障害者のための共同作業所をモデルに取り組み感動のヒューマン・ホームドラマです。

聴覚障害に加え知的障害や精神障害を合せ持つという重いハンディを背負った子ども達の成長を願い、苦しみながらも歩いていく両親や家族、それを支える人々のひたむきな姿―そこに流れるヒューマンイズムと協同の精神は、現代社会の人間の生き方、子育てや教育のあり方を見つめ直し、福祉の原点を問いかけるものです。

この漫画「どんぐりの家」は各地で様々な障害を持ちながら自立と社会参加をめざして苦闘する人々を励ますと共に、色々な共同作業所や施設への理解と支援の輪を広げています。この輪をさらに大きくしていくために、この作品の映画化が企画されました。

幅広い市民が支える製作・上映！

映画「どんぐりの家」の製作を支え、全国的な上映を展開すべく、全日本ろうあ連盟と共同作業所全国連絡会が中軸に立ち、多くの障害者組織や福祉団体の後援を得て、上映実行委員会（委員長コロムビア・トップ氏）が結成され、取り組みが進められています。1億円を越える製作資金を調達するために、1口10万円の「映画基金」を拠出する運動と同時に、広範な市民に呼びかける募金活動が行われています。この取り組みには、各地の聴覚障害者協会や共同作業所と共に、様々な市民組織や学校、個人などが参加し、各々の街で多彩な運動が展開されています。



〈賛助後援団体〉

社団法人 あゆみの箱
財団法人 日本障害者リハビリテーション協会
日本障害者協議会
社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会
社会福祉法人 全日本手をつなぐ育成会
財団法人 日本精神薄弱者愛護協会
財団法人 全国精神障害者家族会連合会
社団法人 ゼンコロ

すばらしいスタッフ・キャストが結集！

アニメーションの制作は「ちびまる子ちゃん」「忍たま乱太郎」「対馬丸・さよなら沖縄」などを生み出している実力派プロダクションの垂細垂堂です。

感動あふれる原作をアニメの世界でイメージ豊かに展開させるため「火垂の墓」「ルパン三世」などの秀作を創りあげたスタッフが結集しています。

音楽監督にはTV（「家なき子」「高校教師」）や映画（「わが心の銀河鉄道」など）で活躍する千住明さんを迎え、主題歌を豊かな歌唱力で期待され、「魂のルフラン」（アニメ「新世紀エヴァンゲリオン」テーマ曲）で注目を集める高橋洋子さんが歌います。

主役（圭子の母親）の声には、TVドラマ「天までとどけ」の元気なお母さん役で親しまれ、現在、朝ワイド「はなまるマーケット」司会者として活躍中の岡江久美子さん、父親役には豊かなキャラクターを発揮しTVや舞台で活躍中の原田大二郎さんがあたります。また、製作運動を応援する「あゆみの箱」から森繁久彌、コロムビア・トップ、三崎千恵子さんらが参加しています。

ありのままの姿で生きる尊さを……

物語は、田崎家の若い夫婦に初めて誕生した圭子ちゃんが、聴覚障害と知的障害を合せ持つという重い障害児であったことから直面する様々な家族の苦しみのなかで、ろう学校に通う同じ障害を持った子ども達やその家族、先生たちと支え合いながら、成長していく様子を母親とのふれあいを軸に展開していきます。そして、卒業後も豊かな生き方を切り開くために、多くの支援を得ながら共同作業所「どんぐりの家」を実現し、さらには、生活労働施設の設立めざしエネルギーと情熱あふれる活動がくり広げられていく様子が描かれていきます。また、映画の最後には、実際のろう重複障害者の施設と生活風景がドキュメントで紹介されます。

〔上映時間110分／字幕付き〕

社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
社団法人 日本筋ジストロフィー協会
社団法人 日本自閉症協会
全国障害者とともに歩むきょうだいの会
全国心臓病の子供を守る会
障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会
全国障害者問題研究会
全国手話通訳問題研究会



東海
五拾三
次

作品募集

第10回
ほどがや

防犯川柳 コンクール

テーマ

- **小中学生の部**
「特殊詐欺（振り込め詐欺など）」や「子どもの安全」など、
犯罪と被害の防止を呼びかける川柳
- **一般の部**
「特殊詐欺（振り込め詐欺など）」について、
犯罪と被害の防止を呼びかける川柳

概要

対象 保土ヶ谷区内に在住・在勤・在学の方
締切 令和6年1月5日（金）

注意事項

- ①原則として、「五・七・五」の形式で作成
- ②未発表の作品に限る
- ③作品の著作権は保土ヶ谷区役所に帰属する

※入賞者には、後日実施する表彰式にて、賞状・記念品を贈呈します

応募方法

はがき・FAX・Eメール・電子申請で応募してください
〒住所、氏名、年齢、電話番号、作品(句)を明記
※小中学生は学校名・学年も明記

【宛先】
「ほどがや防犯川柳コンクール担当」
〒240-0001 保土ヶ谷区川辺町2-9
保土ヶ谷区役所地域振興課地域活動係
FAX 045-332-7409

※裏面に応募用紙あり
Eメール ho-bouhan@city.yokohama.jp 電子申請はこちら
※件名は必ず「ほどがや防犯川柳応募」としてください



【主催】保土ヶ谷区役所・保土ヶ谷警察署・保土ヶ谷防犯協会



GREEN x EXPO 2027

2027年国際園芸博覧会

保土ヶ谷区は2027年に
区制100周年を迎えます

保土ヶ谷区地域振興課内 「ほどがや防犯川柳コンクール担当」あて

FAX 332-7409 TEL 334-6302

Eメール ho-senryu@city.yokohama.jp

第10回ほどがや防犯川柳コンクール 応募用紙

氏名	
住所	〒
電話番号	
年齢	歳
学校名・学年 (小中学生の方は ご記入ください)	学校 年
作品(句)	

【申込期限】 令和6年1月5日(金)

あぶないよ 一人の時間 鍵閉めて

第9回ほどがや防犯川柳コンクール最優秀賞作品 錦織 快翔さん



一般住宅、集合住宅（アパート、マンション等）ともに、窓ガラス等を破って屋内に侵入する手口が目立っています。また、カギの掛け忘れで侵入されたケースも散見されます。

**日ごろから、「自分の財産は自分で守る。」といった防犯意識を高め、
侵入盗防止対策を進めましょう。**

令和5年度 年末の交通事故防止運動 横浜市実施要綱

目的

年末は人流や交通量が増加する傾向にあり、例年歩行者や二輪車が関係する交通事故が多発していることから、市民一人ひとりに交通ルールの遵守と交通マナーの徹底を呼び掛ける活動を通じて、交通事故防止の徹底を図ります。

期間

令和5年12月11日（月）～12月20日（水）の10日間



スローガン

**知らせ合う 早めのライトと 反射材
無事故で年末 笑顔で新年**



重点

1. 横断歩行者（特に高齢者）の交通事故防止
2. 二輪車の交通事故防止
3. 飲酒運転の根絶

◇◇ 令和5年8月末現在の交通事故発生状況 ◇◇

区分	交通事故						二輪車		自転車		歩行者		高齢者		
	発生 件数	昨年 同期 比	死 者	昨年 同期 比	負 傷 者	昨年 同期 比	死 者	昨年 同期 比	死 者	昨年 同期 比	死 者	昨年 同期 比	死 者	昨年 同期 比	
横浜市	鶴見区	412	-28	1	-1	473	-12	0	-2	0	0	1	1	1	1
	神奈川区	210	-22	2	0	248	-5	1	0	0	0	1	0	0	0
	西区	159	2	1	0	176	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	中区	322	95	1	0	380	125	0	0	0	0	1	0	1	1
	南区	250	28	1	0	268	20	0	0	1	0	0	0	1	0
	港南区	334	61	2	0	408	73	0	0	0	0	1	-1	1	0
	保土ヶ谷区	216	-78	4	4	251	-89	2	2	0	0	2	2	2	2
	旭区	298	-51	1	1	333	-63	0	0	0	0	0	0	0	0
	磯子区	196	-11	3	2	230	-10	1	1	0	0	2	2	2	2
	金沢区	368	40	3	2	435	67	2	1	0	0	1	1	1	1
	港北区	420	112	0	-1	495	159	0	0	0	-1	0	0	0	-1
	緑区	274	40	1	-2	306	45	1	-1	0	0	0	0	0	0
	青葉区	367	18	0	0	432	32	0	0	0	0	0	0	0	0
	都筑区	274	1	0	-2	315	1	0	-1	0	0	0	-1	0	-1
	戸塚区	356	38	1	0	414	65	0	-1	1	1	0	0	0	0
	栄区	112	-11	0	0	137	-15	0	0	0	0	0	0	0	0
泉区	196	13	0	0	219	19	0	0	0	0	0	0	0	0	
瀬谷区	194	-74	2	0	235	-61	0	0	0	-1	1	0	1	0	
計	4,958	173	23	3	5,755	351	8	-1	2	-1	10	4	10	5	

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 運動の重点事項の効果的な推進を図るため、広報啓発や実践的な活動を行います。



横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に応じた交通安全運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を図り、この運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。

警察

- 1 交通事故に直結する悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反の指導取締りを強化します。
- 2 子どもや高齢者の保護誘導活動や交差点における街角アドバイスを強力に推進します。
- 3 関係機関に交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域実態に対応した事故防止活動を推進します。
- 4 反射材の視認効果や、有効な使用方法の周知を図り、反射材用品の普及活動を推進します。
- 5 交通情報板などを活用して、この運動の周知と交通安全の広報啓発を推進します。



交通安全協会

- 1 キャンペーンなどの開催により、運動への参加を呼びかけるほか、地域や職場等での自主的な活動や交通安全講習会への積極的な参加を働きかけます。
- 2 交通指導員や各種団体構成員による街角アドバイスを積極的に実施し、交通安全ひとこえ運動を推進します。
- 3 ハンドルキーパー運動をドライバーや飲食店等に対して積極的に働きかけるなど飲酒運転の根絶を呼びかけます。
※ハンドルキーパー運動とは…「自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」運動です。



教育関係

- 1 夕暮れ時の交通事故防止を図るとともに、参加・体験・実践型の交通安全教室等の校外指導を強化します。
- 2 自転車・二輪車の安全利用に関する指導と交通安全教育の充実を図ります。

道路管理者・鉄道事業者

- 1 交通安全施設の点検整備を実施するとともに、道路パトロールなどを強化します。
- 2 道路情報板、駅広報、車内広報等を活用し、この運動の周知と交通安全の啓発を推進します。



地域

- 1 夜間の外出には、目につきやすい「明るい服装」や「反射材」を身につけましょう。
- 2 歩行者の危険な横断や自転車の危険な運転を見かけたら、地域ぐるみで「ひとこえ」をかけ合いましょう。
- 3 二輪車での交差点直進時には、スピードを落とし、対向右折車との事故を防ぎましょう。
- 4 飲酒を伴う会合等には車両を運転して行かないようお互いに声をかけ、注意し合しましょう。



横浜市交通安全対策協議会

(事務局)横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話045(671)2323

令和5年度 飲酒運転根絶強化月間 横浜市実施要綱



目的

悲惨な交通事故を引き起こす飲酒運転を根絶するため、飲酒運転の危険性、悪質性を訴える運動を市民総ぐるみで展開します。

期間

令和5年12月1日（金）～12月31日（日）の1か月間

スローガン

STOP! 飲酒運転



乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者



重点

- 1 飲酒運転根絶運動の周知徹底と広報啓発
- 2 飲酒運転を助長する環境の根絶
- 3 ハンドルキーパー運動の推奨

◇◇飲酒運転等に対する罰則◇◇

態様	懲役	罰金	基礎点数
酒酔い運転	5年以下	100万円以下	35点
酒気帯び運転※ (0.25mg以上)	3年以下	50万円以下	25点
酒気帯び運転※ (0.15mg以上 0.25mg未満)	3年以下	50万円以下	13点
呼気検査拒否	3ヶ月以下	50万円以下	-

※呼気1ℓ当たりのアルコール濃度

◇◇飲酒運転ほう助行為に対する罰則◇◇

態様	懲役	罰金
車両の提供	酒酔い	5年以下
	酒気帯び	3年以下
酒類の提供	酒酔い	3年以下
	酒気帯び	2年以下
同乗者	酒酔い	3年以下
	酒気帯び	2年以下

◇◇◇横浜市内の交通事故件数と死亡率◇◇◇

	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
全事故件数	9,756	8,398	7,398	7,883	7,492
死者数	57	50	48	36	21
死亡率	0.6	0.6	0.6	0.5	0.3
うち飲酒運転による事故件数※	68	36	38	39	40
死者数	2	0	0	1	1
死亡率	2.9	0.0	0.0	2.6	2.5

※飲酒運転者が第一当事者となった事故件数

各機関・団体の主な取組

共通事項

- 1 「重点」に基づき、それぞれの地域等の実態に即した各種交通安全活動を積極的に推進します。
- 2 関係機関・団体の職員等に、この運動の推進について周知徹底を図ります。

横浜市・区

- 1 地域の交通事故実態に即した飲酒運転根絶運動の推進計画等を策定するとともに、関係機関・団体との連携を密にして、運動を推進します。
- 2 各種メディアを活用して、運動の周知と広報啓発を推進します。

警察

- 1 飲酒運転による交通事故の詳細な分析や飲酒運転情報等を踏まえ、飲酒運転の根絶を目的とした効果的かつ計画的な取締りを推進します。
- 2 飲酒運転を検挙した際には、運転者の捜査のみにとどまらず、飲酒運転を知りながら車両や酒類を提供したり同乗したり等の行為に対する捜査を厳正に行います。
- 3 酒の製造、販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等に対する働きかけを強化し、飲酒運転防止に向けた協力を要請します。

交通安全協会

- ・ キャンペーンやイベントなどの開催により、飲酒運転の根絶を呼びかけます。
- ・ ハンドルキーパー運動をドライバーや飲食店等に対して積極的に働きかけ推進します。
※ハンドルキーパー運動とは…「自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人（ハンドルキーパー）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける」運動です。

教育関係

- ・ 各種研修会などを通じて、飲酒運転の根絶を徹底させます。
- ・ 広報誌、校内放送等を活用して飲酒運転事故の悲惨さを呼びかけます。

道路管理者・鉄道事業者

- ・ 道路情報板、駅広報、車内広報などを活用し、この運動の周知と交通マナー向上のための広報啓発活動を推進します。

地域

- ・ 飲酒運転の危険性、悪質性、責任の重大性を認識しましょう。
- ・ ニュースや新聞を素材に、飲酒運転による事故の悲惨さと責任の重大さを周囲と話し合い、「しない、させない、ゆるさない」を徹底しましょう。
- ・ 飲酒を伴う会合等には車両を運転していかないように声をかけ合い注意し合いましょう。
- ・ 酒類販売業者・飲食店等と協力して、車両を運転する人には酒類を絶対に提供しないようにしましょう。
- ・ 飲食店と協力して地域ぐるみでハンドルキーパー運動に取り組みましょう。

横浜市交通安全対策協議会

(事務局) 横浜市道路局交通安全・自転車政策課

電話045(671)2323

令和5年 11月 17日

保土ケ谷区内自治会・町内会長 各位

第25期保土ケ谷区民会議
代表委員 小林 由美子

令和5年度「地域のつどい」提言・要望事項についてのご回答及び
「よくある地域の困りごと Q&A」の送付について

平素は、保土ケ谷区民会議の活動に対しご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

地域の課題解決を区民相互で話し合う「地域のつどい」を、6月10日から7月1日までの間に区内6カ所で開催し、513名の方にご参加いただきました。

「地域のつどい」でいただきました195件のご意見・ご要望を精査した後、15件を行政への提言・要望事項として神部区長へ提出し、このたび回答をいただきましたので、回答書をお送りします。

また、各会場の「地域のつどい」でよく出ていた困りごとに対して、回答を掲載した、『保存版「よくある地域の困りごと Q&A」(令和5年度版)』を作成しましたので、同封させていただきます。ご査収ください。

提出した提言・要望事項といただきました回答、「よくある地域の困りごと Q&A」につきましては、保土ケ谷区のホームページでもご覧いただけます。

<添付資料>

- ・令和5年度「地域のつどい」提言・要望事項についてのご回答
- ・保存版「よくある地域の困りごと Q&A」(令和5年度版)

【区民会議事務局】

保土ケ谷区役所区政推進課

広報相談係 木嶋・新宮

電話 334-6221

FAX333-7945

令和5年度「地域のつどい」提言・要望事項についてのご回答

1. 環境

(1) イコットハウス及び隣の空き地の活用について

多くのご意見が出されました。現状と今後の計画見通しについてお知らせください。

- ・イコットハウスは相当古いので建替えて、大きな建物にしてほしい。
- ・大きな駐車場とこども図書館を建設してほしい。
- ・図書館や行政の出張所など多目的な建物を作ってほしい。
- ・保土ヶ谷は歴史があるので歴史館などを作ってほしい。
- ・公園にしてもらいたい。
- ・保育園児が大勢遊びに来たり小学生が虫取りに来ますので、自然のまま残してほしい。
- ・何も無い自然こそこどもの創造力を育みます。自然を残しての開発をしてほしい。
- ・区民優先で利用できるスポーツ施設をつくってほしい。

<回答>

現在、イコットハウス及び広場等として利用されている「旧保土ヶ谷小学校跡地」の活用について、保土ヶ谷区としても課題と認識しています。今後の計画は現時点では決まっておりませんが、今回いただいた地域の皆様からのご意見・ご要望を関係局と情報共有し、検討を進めてまいります。

保土ヶ谷区区政推進課（電話：045-334-6227 FAX：045-333-7945）

保土ヶ谷区地域振興課（電話：045-334-6305 FAX：045-332-7409）

(2) 元保土ヶ谷一丁目交番付近の河川工事について

もう何十年も工事をしています。何の目的でいつまでどのような工事をしているのか、いつも疑問に思っています。周辺の住民だけでなく広く区民全体に広報してほしい。

<回答>

これまで河川工事等に時間を要し、ご迷惑をおかけしています。

今井川については、治水安全度の向上を図るため、JR横断部から保土ヶ谷橋付近まで、護岸改修を進めています。

現在、保土ヶ谷橋の手前まで護岸改修は完了しており、引き続き保土ヶ谷橋の架け替えに合わせて護岸改修を進めているところです。もうしばらく工事等に時間を要しますことにご理解をお願いします。

また、河川改修の情報につきましては、横浜市ホームページへの掲載などを通じて、区民の皆さまに対し、広く広報に努めてまいります。

■今井川改修事業

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kasen-gesuido/kasen/shoukai/ryuiki/imaigawa.html>

道路局河川事業課（電話：045-671-3982 FAX：045-550-3490）



今井川改修事業

(3) 保土ヶ谷橋の交番跡地について

保土ヶ谷橋の交番が撤去されましたが、撤去の理由とその跡地には何が出来てどうなるのかお知らせください。

<回答>

保土ヶ谷橋交番があった保土ヶ谷町1丁目付近の国道1号については、現在、渋滞緩和を目的とし、道路拡幅及び交差点改良を行う道路改築事業を進めています。

保土ヶ谷橋交番については、交番の土地が道路改築事業に必要な用地であったため、令和4年9月末に廃止され、交番跡地は道路として整備する予定です。

なお、「一般国道1号（保土ヶ谷橋工区）改築事業」の道路計画につきましては、横浜市ホームページに掲載しております。

■一般国道1号（保土ヶ谷橋工区）改築事業

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/doro/kensetsu/douro/rosen/hodogayabashi.html>



道路局建設課（電話：045-671-3526 FAX：045-663-8993）

一般国道1号（保土ヶ谷橋工区）改築事業

2. 防災

(1) 広域避難場所の掲示板について

岩崎町の道路に設置されている広域避難場所の看板が薄れて見えなくなっています。管理番号は“7-20-037” 早く対応してほしい。

<回答>

広域避難場所の小型案内看板については、全体的に老朽化が進んでいる状況にあり、その中でも緊急性の高いものを優先し、順次修繕等の対応を行っています。

今回ご意見いただきました看板につきましては、令和5年度中に修繕を行う予定です。

総務局地域防災課（電話：045-671-2011 FAX：045-641-1677）

(2) 地域防災組織について

地域防災について行政から各種の通達が来ます。地域で大事な事はがれき撤去やトイレ問題などがありますが、地元の消防団との繋がりや家庭防災員との関係も薄い。縦割りとは言いませんが、横の連携を取って情報をおろしてほしいと思います。

<回答>

地域の防災活動については、ご指摘のとおり、がれきやトイレの問題など、様々な課題があり、担当する行政の窓口は多岐にわたります。

地域へ情報提供を行う際などは、区役所、消防署等がより一層連携して取り組んでまいります。

なお、すでに消防団や家庭防災員とも連携して取り組まれている地域も多くありますので、消防団、家庭防災員に関してご要望、ご質問等がございましたら、消防署までご連絡ください。

保土ヶ谷区総務課（電話：045-334-6203 FAX：045-334-6390）

保土ヶ谷消防署総務・予防課（電話：045-342-0119 FAX：045-342-0119）

（3）大災害時の水道の現況について

水道局が水道本管を耐震化したという事で、マンション等に、受水槽を撤廃して直結管にした方が良いというキャンペーンをやっています。既に直結管にしたところもあります。私の住んでいるマンションは100トンの受水槽があり一人一日3ℓとして3万人が使えます。いざという時の民間の貯蔵だと思います。保健所もいざという時の受水槽というパンフレットを出しています。大災害時に想定される水道の状況、復旧のシミュレーションについてもっと情報を開示してほしい。

＜回答＞

マンション等の受水槽は、水道水をいったん水槽に蓄えて、この水をポンプで各戸に給水する方式です。このため、毎年1回以上定期的に点検・清掃を行うなど、設置者による維持管理が水道水の衛生を保持する上で重要です。

横浜市では、より安全で良質な水をご利用いただけるほか、日常の維持管理の負担が軽減できる水道の直結化を推奨しています。ご意見にある「いざというとき受水槽」（平成26年発行）というパンフレットは、災害時に既存の受水槽を有効利用していただく方法を紹介した内容になっています。

また、災害時の水道の状況を想定した水道局防災計画等に基づき、復旧に向けた訓練を毎年行うとともに、災害時の機動的な応急活動につながるよう、他都市や民間業者等と協力関係のネットワークを広く構築しています。

引き続き、横浜市ホームページやパンフレットなどを活用し、広く市民の皆さまに水道の災害対策を情報提供してまいります。

■横浜市水道局の災害対策

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/suidogesui/suido/torikumi/saigai/saigaitaisaku.html>



横浜市水道局の
災害対策

【受水槽に関すること】

保土ヶ谷区生活衛生課（電話：045-334-6363 FAX：045-333-6309）

【災害時の水道復旧に関すること】

水道局総務課（電話：045-671-3106 FAX：045-212-1155）

（4）自然土手の上の大木について

①崖自体が10mくらいあり、その上にたっている30m以上の高さの木、私有地から道にかぶってきている。崖がポロポロ崩れ始めている、何とか出来ないでしょうか。

②もう一点は、家の近くで100年以上経った大木が私道の入口に横に向かって生えています。50cmほどの粘土層が掘られており根っこが宙に浮いています。次に台風や大雨が降ると、大木が崩れ落ちて10数件が家の外に出られなくなります。何とかならないでしょうか。

<回答>

①私有地から道路にかぶさってきている樹木は、現在のところ、道路の通行に支障のない位置（建築限界：車道の上空4.5m以内）にあります。そのため、現時点での対応は難しいですが、樹木が道路の通行に影響を及ぼす恐れがある状況になった場合には、樹木の所有者に対し、枝の剪定をはじめ適切な管理をしていただくよう要請するなどの対応を行ってまいります。

保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

市民の皆さまが所有する崖地につきましては、土地の所有者等が維持管理を適正に行う必要があります。今回ご相談いただいた崖地につきましては、土砂災害警戒区域に該当していることやその状況から、関係機関とも連携を取りながら、土地の所有者等に対して崖地の適正な維持管理を依頼します。

保土ヶ谷区総務課（電話：045-334-6204 FAX：045-334-6390）

②樹木等を含む空家の管理は、所有者又は管理者が行う必要があります。適切に管理されず、周辺的生活環境に悪影響を及ぼすような場合、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、所有者や管理者に対して改善を指導しています。

当該案件については、所有者又は管理者に対して、いただいたご意見を伝えるとともに、樹木等の適切な管理を指導してまいります。

建築局建築指導課（電話：045-671-4539 FAX：045-681-2434）

3. 道路・交通

（1）天王町駅前のバス停について

天王町駅前を少し整備して頂きましたが、バス停に屋根がついてなく座るベンチもない状態です。なぜかと言うと、バス停を移動したのです。移動前はついていました。雨の日は老人の方が相鉄線の高架下で雨宿り、暑い時も高架下の日陰で待っています。新しいバス停にベンチ、雨よけ、風よけの設置をお願いします。

<回答>

天王町バス停留所につきましては、当初、旧停留所に設置されていた上屋を移動する計画でありましたが、上屋支柱の腐食などにより再設置が困難と判断され、新停留所に設置することが不可能となってしまいました。

当停留所は、ご利用されるお客様も多数いらっしゃることから、新たな上屋及びベンチ設置に向けて、検討を進めてまいります。

交通局自動車本部営業課（電話：045-671-3189 FAX：045-322-3912）

（2）宮田町公園そばの一方通行路について

一方通行路の出口から進入する車が多いです。指定方向外進入禁止の標識はありますが、出口に進入禁止の標識がないため進入してしまいます。進入禁止の標識を設置してほしい。

<回答>

宮田町公園西側の交差点については、進入を防止するために、「指定方向外進行禁止」の標識を設置しています。この標識は、現在設置されている場所より、以前は手前に設置されておりましたが、標識の視認性や交通規制を明確にするため、この標識を交差点直近に移設して、一方通行の逆走防止のため、対策を講じました。

今回、ご要望いただいた「車両進入禁止」の標識は、一方通行規制の終点到設置されるという設置基準があり、標識設置要望があった箇所は一方通行規制の区間内となっており、設置基準を満たしていない状況です。

補足しますと、宮田町公園北西側の信号機のある交差点から要望場所の交差点を経て宮田町公園南側の交差点まで、一方通行の交通規制が実施されておりますが、終点である宮田町公園南側の交差点には、「車両進入禁止」の標識が設置されております。

また、宮田町公園東側の交差点から要望場所の交差点を経て国道16号まで、一方通行の交通規制が実施されておりますが、終点である国道16号には、「車両進入禁止」の標識が設置されております。

引き続き適切な交通規制を実施してまいりたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

保土ヶ谷警察署交通課（電話：045-335-0110（代） FAX：045-335-0110）

(3) 保土ヶ谷駅東口の通路・歩道橋について

保土ヶ谷駅東口周辺の通路・歩道橋が滑りやすく歩きにくい。JRを含めて改善を望みます。

<回答>

現在、歩道橋の耐震補強工事に併せ、歩行者通路の表面を滑りにくいものに改善するための舗装の改修工事を行っています。工事の完了まで今しばらくお待ちください。

また、東日本旅客鉄道株式会社横浜支社に対しても、個人情報を除いて、ご要望をお伝えさせていただきました。なお、具体的な説明や回答を必要とされる場合には、次の連絡先にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

■東日本旅客鉄道株式会社 横浜支社

〒220-0023 横浜市西区平沼一丁目 40 番 26 号

■JR東日本ご意見承りセンター

電話番号：050-2016-1651

保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

保土ヶ谷区政推進課（電話：045-334-6221 FAX：045-333-7945）

(4) 池の谷戸交差点の信号について

交差点の手前に、楠と山桜の枝が道路上へ伸びており、信号機を遮っています。6月19日、22日に環状2号線の両サイドの沿道の雑草がきれいに伐採されましたが樹木は伐採されませんでした。信号機が見えるように伐採をお願いします。

<回答>

今回のご要望を受けて、交差点手前の信号機を遮っている樹木については、9月5日に剪定を実施しました。

保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）



剪定前



剪定後

(5) 新井小学校前の通学路について

新井小学校前の通学路は道幅が狭く、歩道がありません。登下校時の交通事故の危険性が高い。大型車の交通量も多い。片側だけでも歩道の整備をお願いします。

<回答>

現在、歩道やガードレールが設置されていない一部の区間については、公道の幅が限られていることや、隣接する私有地の建物・敷地があるため、新たに歩道等を整備することが困難な状況ですが、車道と路肩を区分する白線の設置やその補修、自動車に対し速度を抑えてもらうためのドットラインの設置など、交通管理者である警察に相談しながら、継続的な対応を行ってまいります。

なお、隣接する土地を所有されている方から土地を提供していただける場合には、歩道やガードレールの設置などを検討してまいります。

保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

(6) 岩崎小学校の通学路について

夜は歩道が暗く、雨が降ると水が溜まります。長年この個所は改修されていません。ごみ出しや岩崎小学校への通学路でもありますので、改修してほしい。

<回答>

今回のご要望を受けて、歩道の一部については、緊急的な措置として、簡易的な補修を行いました。また、本格的な水たまりの対策としては、今年度中に舗装の補修工事を行う予定です。

保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

4. 高齢者・障がい者

- (1) 保土ヶ谷駅西口と東口のロータリーに障がい者用駐車スペースを
現在バリアフリー化は進んでいますが、車いす乗降の場所が無く離れた場所に駐車して
います。保土ヶ谷駅西口と東口のロータリーに障がい者用駐車スペースを設けてほしい。

<回答>

保土ヶ谷駅西口ロータリーにつきましては、長時間停車するための駐車場ではなく、障
がい者の方々が「自動車の乗降が出来る場所」を整備する方向で調整を進めています。

保土ヶ谷駅東口ロータリーにつきましては、限られた空間の中でバス・タクシーの運用
がされており、一般車両の進入が禁止されていることから、障がい者専用のスペースを設
けられない状況にあります。ご理解いただきますようお願いいたします。

保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

5. その他

- (1) 統一地方選の選挙公報について
選挙広報が届かなかった。せめて期日前投票日より前に届けてほしい。

<回答>

このたびは、選挙公報をお届けすることができず、大変申し訳ございませんでした。

保土ヶ谷区では、選挙公報の配布を、新聞販売組合、ポスティング業者及びシルバー人
材センターに委託しております。選挙公報は、公職選挙法で、選挙の投票日2日前までに
配布するものと定められており、配布担当者には期限までに全世帯に配布するように指導
しています。

今後は、配布担当者に対して、改めて、配布漏れが起こらないよう注意喚起をするとと
もに、過去の選挙で配布漏れが発生した地域等の情報共有を徹底します。

また、万が一選挙公報が届かなかった際には、ご一報いただければすぐにお届けする体
制を整えておりますので、お手数ですが保土ヶ谷区選挙管理委員会（TEL 045-334-6206）
までご連絡ください。

選挙公報は、期日前投票の前日である選挙の公示（告示）日に候補者から原稿を受領
し、その後、印刷、仕分け、配布担当者への配送、全世帯への配布を行っております。そ
のため、期日前投票の開始日に配布が間に合わないのが現状です。ご不便をおかけする場
合もあるかと存じますが、ご理解ください。

なお、期日前投票をされる際に、選挙公報をご覧になりたい場合は、横浜市選挙管理委
員会のホームページにPDF版が掲載されておりますので、そちらをご覧いただきますよう
お願いいたします。

保土ヶ谷区総務課（電話：045-334-6206 FAX：045-334-6390）

保存版

よくある地域の困りごと Q & A

「地域のつどい」で、よく出される困りごとを「Q&A」にしました。
(令和5年度版)



保土ヶ谷区民会議

- Q.1 最近、野生リスが増え、庭の柿・ミカン等に被害が出ている。
- Q.2 軒先にハチの巣ができて心配だ。
- Q.3 公園の草刈りの回数を増やしてほしい。
- Q.4 公園での危険なボール遊び、騒音、喫煙をやめてもらいたい。
- Q.5 公園内の施設の新設や補修等について。
- Q.6 公園内にトイレを設置してほしい。
- Q.7 ごみ集積場所を変更したい。
- Q.8 カラス対策としてごみネットをネットボックスに替えたい。
- Q.9 最近できたアパートから出されたごみで困っているが、集積場所の設置基準はどうなっているのか。
- Q.10 外国人のために、多言語のごみの分別冊子を作ってほしい。
- Q.11 粗大ごみがそのまま放置され困っているが、どうして回収されないのか。
- Q.12 町内道路の排水溝の清掃で出た土砂やごみの処分はどうすればよいのか。
- Q.13 こんな時は、迷わず110番通報を。
- Q.14 悪質な屋根修理業者が来て困っている。
- Q.15 護身術を教えてもらえないだろうか。
- Q.16 空き巣等の予防のため「防犯連絡所」「防犯パトロール」等の看板を設置したい。
- Q.17 LED防犯灯・街灯が球切れの時はどこに言えばよいのか。
- Q.18 防災拠点が遠いので、いざという時どこに避難したらよいか心配だ。
- Q.19 空き地・空き家の雑草・雑木が通行の邪魔になっている。
- Q.20 近隣の私有地・空き家が放置され困っている。
- Q.21 横断歩道や道路標示のペイントが消えかかっている。
- Q.22 多くの人や車が通る私道の損傷を補修してほしい。
- Q.23 自転車の交通マナーについて指導してほしい。
- Q.24 カーブミラーを付けてほしい。
- Q.25 歩道にベンチを設置してほしい。
- Q.26 近所に一人暮らしの高齢者がいて心配だ。
- Q.27 近くで子どもの泣き声がつづき心配だ。

Q.1 最近、野生リスが増え、庭の柿・ミカン等に被害が出ている。

アライグマ・ハクビシン・タイワンリスなど野生の鳥獣を捕獲するには、鳥獣保護法にもとづき捕獲許可の取得が必要です。横浜市では捕獲檻の貸し出し、設置、捕獲された動物の回収等の対策を行っています。鳥獣を捕獲する場合は事前に動物園課にお問い合わせください。

【問合せ先】横浜市環境創造局動物園課(☎045-631-3448)

Q.2 軒先にハチの巣ができて心配だ。

区では、ハチの巣の駆除は行っておりませんが、スズメバチやアシナガバチの巣をご自身で駆除される場合は、防護服の貸し出しを行っていますので、ご相談ください。

【問合せ先】保土ヶ谷区福祉保健センター生活衛生課(☎045-334-6363)

Q.3 公園の草刈りの回数を増やしてほしい。

各公園の状況に応じて草刈りをしています。土木事務所へご相談ください。

【問合せ先】保土ヶ谷土木事務所(☎045-331-4445)

Q.4 公園での危険なボール遊び、騒音、喫煙をやめてもらいたい。

土木事務所にご相談下さい。

【問合せ先】保土ヶ谷土木事務所(☎045-331-4445)

Q.5 公園内の施設の新設、補修等について。

公園内にトイレや時計、水飲み場などを設置したい場合は、土木事務所にご相談ください。場所によっては設置できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

また、遊具の破損や施設の不具合を発見された場合も、土木事務所にご一報ください。

砂場の糞(イヌ・ネコ)対応やハチの巣を発見された時も、ご一報ください。

【問合せ先】保土ヶ谷土木事務所(☎045-331-4445)

Q.6 公園内にトイレを設置してほしい。

遠くからの利用者が多い公園や、野球場等、長い時間滞在する施設がある公園など、トイレの必要性が高い公園には設置していますが、その他の身近な公園では、利用マナーによるトラブルの原因になることも多いため、基本的には設置していません。

ただし、周辺にお住まいの方々のご理解が得られること、一定の面積があることなどの条件が整えば、設置することも可能です。

【問合せ先】保土ヶ谷土木事務所(☎045-331-4445)

Q.7 ごみ集積場所を変更したい。

1. ごみ集積場所の位置や維持管理方法について、利用されている方々や、利用しようとしてされている方々で話し合い、居住している範囲内で移動先の候補地を決めてください。
2. 代表者の方は「ごみ集積場所(新設・変更等)申請書」を資源循環局保土ヶ谷事務所まで、変更希望日の1か月前までにご提出ください。申請書をもとに道路交通法に抵触しないかなど収集が可能か現地調査いたします。

※ごみ集積場所の新設・移動・廃止等に関する主な条件・基準

- ・新設するごみ集積場所1ヶ所あたりの世帯数は概ね10世帯～30世帯です。
- ・私有地内、私道上での収集を希望される場合は、地権者の承諾が必要です。
- ・ごみ集積場所を新設・移動する場合は、事前に資源循環局事務所と協議してください。
- ・輪番制(集積場所の定期的な移動)による移動の場合は、原則1年以上間隔をあけてください。

【問合せ先】資源循環局保土ヶ谷事務所(☎045-742-3715)

Q.8 カラス対策としてごみネットをネットボックスに替えたい。

歩道上などにネットボックスを設置する場合、通行の支障にならないよう収集後に片付けていただく必要があります。

ネットボックスの購入は集積場所を利用されている方々で費用を出し合って購入していただくか、購入を補助していただける自治会もあります。

購入を検討され試験的に設置してみたい場合、資源循環局保土ヶ谷事務所でも数か月間の貸し出しを行っておりますので、在庫があるかなどお問い合わせください。

【問合せ先】資源循環局保土ヶ谷事務所(☎045-742-3715)

Q.9 最近できたアパートから出されたごみで困っているが、集積場所の設置基準はどうなっているのか。

横浜市では近隣住宅への影響を配慮し10戸以上の共同住宅は、原則として敷地内にごみ集積場所を設置するよう指導しています。また、10戸未満の共同住宅の場合は、近隣にある既存の集積場所を使用することを基本としておりますが、既存の集積場所の使用が困難な場合には、区内収集事務所と協議を行い、専用の集積場所を設置するよう指導しています。

ごみの排出については、近隣住民とのトラブルが無いよう十分、協議、調整することとし、必要に応じて環境事業推進委員に対しても説明を行うこととしております。

なお、住戸数にかかわらず、集積場所に収集車両が直接横付けできない場合には、許可申請者側が近隣住民および資源循環局事務所と協議し、収集作業が容易に行える場所まで持ち出ししていただくなどの対応を行うこともあります。

【問合せ先】資源循環局保土ヶ谷事務所(☎045-742-3715)

Q.10 外国人のために、多言語のごみの分別冊子を作ってほしい。

現在、英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、フランス語、タイ語、ネパール語、タガログ語、ベトナム語の「ごみと資源の分け方出し方」リーフレットと英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語のパンフレットを区役所、収集事務所でご用意しております。横浜市のホームページでもダウンロードが可能ですので、ご活用ください。

【問合せ先】保土ヶ谷区地域振興課(☎045-334-6304)

Q.11 粗大ごみがそのまま放置され困っているが、どうして回収されないのか。

粗大ごみは申込制で有料にて収集しております。

シールが貼られていても、申込みがないものは収集されません。また、申込時に当日の朝、指定の場所に出していただくようご案内しておりますが、収集日より前に出されているものについても収集日まで収集することができません。

申し込みがあるか否かや不法投棄については資源循環局保土ヶ谷事務所までご相談ください。
【問合せ先】資源循環局保土ヶ谷事務所（☎045-742-3715）

Q.12 町内道路の排水溝の清掃で出た土砂やごみの処分はどうすればよいのか。

ご一報くだされば、土木事務所で引き取ります。

【問合せ先】保土ヶ谷土木事務所（☎045-331-4445）

Q.13 こんな時は、迷わず110番を。

- ・路上や公園での犯罪行為を見かけた時。
- ・不審な電話や特殊サギ（オレオレ詐欺、還付金詐欺、架空請求など）の電話があった時。

【問合せ先】保土ヶ谷警察署生活安全課（☎045-335-0110）

Q.14 悪質な屋根修理業者が来て困っている。

突然、訪問してきた屋根修理業者から「保険金を使って修理ができる」、「屋根の無料点検をする」等と言われ、工事、点検を依頼したところ、屋根を故意に壊されたり、多額の修理代金を請求されるといったトラブルが多発しています。工事後であっても、訪問販売などはクーリングオフできる場合もありますので保土ヶ谷警察署生活安全課に通報又は、ご相談下さい。
【問合せ先】保土ヶ谷警察署生活安全課（☎045-335-0110）

Q.15 護身術を教えてもらえないだろうか。

不審者対応訓練や護身術教室につきましては、町内会等で希望者を募り、まとまった人数で、保土ヶ谷警察署生活安全課にご相談下さい。

【問合せ先】保土ヶ谷警察署生活安全課（☎045-335-0110）

Q.16 空き巣等の予防のため「防犯連絡所」「防犯パトロール」等の看板を設置したい。

各種防犯チラシ、ポスターなどの入手、掲示場所につきましては地域によって犯罪情勢が異なることから保土ヶ谷警察署生活安全課にご相談下さい。

【問合せ先】保土ヶ谷警察署生活安全課（☎045-335-0110）

Q.17 LED 防犯灯・街灯が球切れの時はどこに言えばよいのか。

・LED 防犯灯の故障を発見された場合は、灯具の横にある黄色いプレートの管理番号、または、電柱の標識をご確認の上、地域振興課にご連絡下さい。

【連絡先】保土ヶ谷区地域振興課（☎045-334-6303）

・街灯の不具合を発見された場合は、柱の白いシールの管理番号をご確認の上、土木事務所にご連絡下さい。

【連絡先】保土ヶ谷土木事務所（☎045-331-4445）

※その他、地元の自治会・町内会、商店会などが管理しているものもあります。

Q.18 地域防災拠点が遠いので、いざという時どこに避難したらよいか心配だ。

発災時には、その場にあった身の安全を図ることが最優先であり、避難所については、混乱が予想される発災初期（1日～2日）は、指定区域に捉われることなく、自らの判断で避難しやすい地域防災拠点に避難してください。但し、避難生活が長期にわたる場合については、指定の地域防災拠点に移動いただく場合があります。また、自宅の焼失や倒壊などの恐れなどがなく、安全が確保できる場合は自宅での避難生活をお願いします。

【問合せ先】保土ヶ谷区総務課（☎045-334-6203）

Q.19 空き地・空き家の雑草・雑木が通行の邪魔になっている。

私有地の敷地内（民地）については、土地や建物の所有の方に解決をお願いしています。ただし、公道に影響があり通行上危険と判断した場合には、土木事務所で所有者を確認し伐採等を行なうようお願いしています。

【問合せ先】保土ヶ谷土木事務所（☎045-331-4445）

Q.20 近隣の私有地・空き家が放置され困っている。

私有地・近隣問題について、区役所で法律相談制度があります。（無料／予約制）

・毎月第1・第3・第5火曜の午後1時から実施（祝日の場合は休止）

・相談時間は1人25分間（計6枠）

・予約は相談日1週間前の火曜、8時45分から

【予約先】保土ヶ谷区区政推進課広報相談係（☎045-334-6221～3）

また、空き家については内容によって区役所の担当課へご相談ください。

【問合せ先】火災に関すること……保土ヶ谷消防署（☎045-342-0119）

建物に関すること……保土ヶ谷区区政推進課（☎045-334-6227）

防犯に関すること……保土ヶ谷区地域振興課（☎045-334-6302）

ごみに関すること……保土ヶ谷区地域振興課（☎045-334-6304）

衛生害虫等に関すること・保土ヶ谷区生活衛生課（☎045-334-6363）

Q.21 横断歩道や道路標示のペイントが消えかかっている。

白線のかすれや消えかかりを発見されましたら程度にかかわらず、保土ヶ谷警察署にご連絡下さい。

【問合せ先】保土ヶ谷警察署交通課（☎045-335-0110）

Q.22 多くの人や車が通る私道の損傷を補修してほしい。

多数の区民が通行し、公道と同じように使われている未舗装や舗装の損傷が著しい私道について、区民生活の環境改善に寄与することを目的として、皆さまが行う舗装の補修工事等に対して費用の一部を助成する制度（私道整備助成制度）がありますので、土木事務所にご相談下さい。

【問合せ先】保土ヶ谷土木事務所（☎045-331-4445）

Q.23 自転車の交通マナーについて指導してほしい。

保土ヶ谷区では、保土ヶ谷警察署及び保土ヶ谷交通安全協会と連携し、自転車の安全運転やマナー向上を呼びかける自転車マナーアップキャンペーンや「三世代交通安全教室」「交通安全夏休みこども映画会」の実施、区内小学生を対象に自転車の特性や安全な道路の通行方法について学ぶ「はまっ子交通安全教室」を行っています。また、様々なイベントにおいて自転車の通行方法を解説した「サイクルルールブック」や自転車の基本的なルールを掲載したチラシを配布し、啓発を図っております。その他、広く区民の皆様に向けて定期的に「広報よこはま」を通じて、自転車の正しい乗り方やマナーについて周知啓発しています。

【問合せ先】保土ヶ谷区地域振興課（☎045-334-6303）

Q.24 カーブミラーを付けてほしい。

具体的な設置希望場所を特定し、土木事務所にご相談下さい。なお、場所によっては設置できない場合がありますので予めご了承ください。

【問合せ先】保土ヶ谷土木事務所（☎045-331-4445）

Q.25 歩道にベンチを設置してほしい。

公道上のベンチは、歩行者、自転車、車両等の通行の支障とならないような場所に設置する必要があり、歩道のない道路には原則設置できません。また歩道があっても設置には多くの基準をすべて満たす必要がありますので、土木事務所にご相談下さい。

【問合せ先】保土ヶ谷土木事務所（☎045-331-4445）

Q.26 近所に一人暮らしの高齢者がいて心配だ。

自治会・町内会の民生委員や区の福祉保健課、または区の社会福祉協議会にご相談下さい。

【問合せ先】保土ヶ谷区福祉保健課（☎045-334-6311）

保土ヶ谷区社会福祉協議会（☎045-341-9876）

Q.27 近くで子どもの泣き声がつづき心配だ。

虐待が疑われる場合は速やかに189（いちはやく）に電話して下さい。
通告は匿名で大丈夫です、大人は通告の義務があります。（児童虐待防止法第6条）

【通告先】児童相談所虐待対応ダイヤル（☎189）

よこはま子ども虐待ホットライン（☎0120-805-240）

保土ヶ谷区こども家庭支援課（☎045-334-6396）

第25期保土ヶ谷区民会議 令和5年11月発行
【問合せ先】保土ヶ谷区民会議事務局☎：045-334-6221
FAX：045-333-7945
Eメール：ho-kuminkaigi@city.yokohama.jp